

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和6年7月26日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を国・都道府県と共同して構築している。 市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票を消除した又は住民票を改製した際に消除した住民票又は改製前の住民票(以下「除票」という。)を除票簿として保存 (7)除票に記載されている者の請求による除票の写し等の交付 (8)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (9)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。))への本人確認情報の照会 (10)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (11)個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付 (12)個人番号カード等を用いた本人確認 (13)サービス検索・電子申請機能のお知らせ機能での通知 なお、(11)の「個人番号の指定及び通知、個人番号カードの交付」に係る事務のうち、個人番号の通知、交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(以下、番号省令)第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に対する情報の提供を含めて、特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民記録システム
②システムの機能	(1)日本人住民データについて以下の管理を行う。 ・住民票記載事項に当たる項目 ・住民票の除票固有の記載事項に当たる項目 ・住民票のその他の項目 ・住民票の除票固有のその他の項目 (2)外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民)データについて以下の管理を行う。 ・住民票記載事項に当たる項目 ・住民票の除票固有の記載事項に当たる項目 ・住民票のその他の項目 ・住民票の除票固有のその他の項目 (3)住民票を個人を単位として調製する。 ・世帯全員分の住民票の写し等の交付の際には、世帯連記式(データベース上は個人単位で管理し、帳票としての出力時に世帯単位でデータを作成する方式)によっても出力する。 (4)住民票(原票)を、任意のタイミングで手動改製する。 (5)住民票(原票)を削除又は改製したときは除票として以下の管理を行う。 ・住民票の除票固有の記載事項 ・住民票の除票のその他の項目 (6)請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除を行う。 (7)申出に基づき、通称の記載及び削除を行う。 (8)宛名番号及び世帯番号の自動付番を行う。 (9)個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ情報を管理する。 (10)支援措置対象者について以下の管理を行う。 ・申出者に関する項目 ・相手方に関する項目 ・併せて支援を求める者に関する項目 ・転送情報 ・支援措置の期間 (11)日本人住民及び外国人住民に関する異動を行う。 ・国内転入、国外転入等、出生、職権記載(帰化等)(日本人住民のみ)、職権記載(国籍喪失)(外国人住民のみ)、職権記載、改製、再製、異動の取消し(増)による記載 ・国内転出、国外転出、死亡、職権削除(帰化等)(外国人住民のみ)、職権削除(国籍喪失)(日本人住民のみ)、職権削除、改製、異動の取消し(減)による削除 ・転居、軽微な修正、職権修正、誤記修正、個人番号の変更請求、個人番号の職権修正、個人番号の職権記載、住民票コードの変更請求、住民票コードの職権記載、世帯分離、世帯合併、世帯変更、世帯主変更、旧氏の記載、旧氏の変更、旧氏の削除、通称の記載、通称の削除、異動の取消し(修正)による修正 (12)日本人住民及び外国人住民に関する異動履歴の管理を行う。 (13)日本人住民及び外国人住民に関する証明書の交付履歴の管理を行う。 (14)日本人住民及び外国人住民に関するデータについて検索・照会を行う。 (15)支援措置対象者について異動・発行・照会の抑止を行う。 (16)住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステム、宛名システム、戸籍附票システム等との情報連携を行う。 (17)マイナポータル等により申請された転入予約情報を取得する。 (18)マイナポータル等により申請された転居予約情報を取得する。 (19)住民票の写し、住民票記載事項証明書、住民票除票記載事項証明書、住民票の除票の写し、転出証明書、戸籍附票確認通知等の証明書発行を行う。 (20)出入国在留管理庁との市町村通知及び出入国在留管理庁通知の連携を行う。 (21)住民基本台帳関係年報、中長期在留者住居地届出等事務に関する定期報告等に関する統計を行う。 (22)その他、「住民記録システム標準仕様書」に記載された「実装必須機能」を最低限、備える。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (団体内統合宛名システム、住宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、国民年金システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、子ども子育て支援システム、印鑑登録システム、選挙管理システム、学齢簿管理システム、福祉医療システム、滞納整理システム、健康管理システム、地域包括支援システム)

システム2									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。								
②システムの機能	(1)本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 (2)本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 (3)個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) (4)本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 (5)機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 (6)本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 (7)送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 (8)個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td> <td>☐ 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>☒ 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td> <td>☐ 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">☐ その他 ()</td> </tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 ()	
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 ()									

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 (2) 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 (3) 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 (4) 既存システム接続 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 (5) 情報提供等記録管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 (6) 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 (7) データ送受信 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 (8) セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する。 (9) 職員認証・権限管理 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 (10) システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （団体内統合宛名システム）

システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	(1)団体内統合宛名番号の付番・管理を行う。 ・住民記録システムから、住民又は住登外者に係る個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本4情報と付番要求を受信し、団体内統合宛名番号を付番する。 ・住民又は住登外者に係る、個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本4情報と団体内統合宛名番号を管理する。 (2)中間サーバー連携を行う。 ・住民記録システムから宛名番号及び副本情報等を受信し、宛名番号に対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報等を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーから提供要求があったら、団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本4情報を中間サーバーに提供する。 (3)その他、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」「2.4. 団体内統合宛名機能」に記載された「実装必須機能」を最低限、備える。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （ 中間サーバー ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム5	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	①住民記録システムが、機構が提供する標準インタフェース仕様に沿った連携用データを出力し、連携用データを連携APサーバ経由で自治体基盤クラウドシステム(BCL)へ送信し、BCL中間DBに連携用データを格納する。 ②BCL中間DBは、連携用データから証明発行に必要な証明書情報を抽出し、コンビニ交付サービス用のコンビニ証明発行機能に配信する。 ③コンビニエンスストアでの住民からの証明書交付の要求を、証明書交付センター経由でコンビニ証明発行機能が受取り、証明書PDFを作成し、証明書交付センター経由でコンビニエンスストア等のキオスク端末に送信する。 (用語の説明) ・連携APサーバ:市町村の庁舎内等に設置され、市町村が運用する住民情報システムから、データを取得し、BCLに連携するシステム。 ・中間DB:BCLにおいて、市町村から連携された住民情報システムのデータを保管するためのデータベースシステム。 ・証明発行APサーバ:コンビニ交付に必要な証明発行サーバ機能(証明書データの要求を証明書交付センター経由で受取り、証明書PDFの作成・返信等を行う機能)を備えたシステム。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 （ ） ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	EUCシステム
②システムの機能	①非定型業務や市区町村ごとの独自業務及び各都道府県で実施する独自の統計調査等に対して、住民記録システム等のデータ(基本データリスト形式)を抽出、分析、加工、出力する。 ②その他、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」「2.5. EUC 機能」に記載された「実装必須機能」を最低限、備える。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他 （ ） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

3. 特定個人情報ファイル名		
(1) 住民記録関係ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル (4) 団体内統合宛名関係ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) (2) 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13、第30条の14(住基ネットの条例利用)	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条第2号ニ、第2条第8号ハ、第2条第14号ニ、第2条第15号ニ、第2条第21号ニ、第2条第22号口、第3条第9号ハ、第3条第15号ニ、第3条第16号ニ、第3条第22号口、第4条第2号ニ、第6条第6号口、第6条第11号ハ、第6条第12号ハ、第6条第20号、第6条第21号口、第7条第1号口、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号口、第7条第5号口、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第6号口、第12条第1号ハ、第12条第2号口、第12条第3号口、第12条第4号ハ、第12条第6号口、第12条第8号ハ、第13条第1号口、第13条第3号ニ、第14条第1号ニ、第14条第2号ニ、第14条第3号ニ、第16条第3号、第20条第4号、第20条第19号口、第22条第1号ヘ、第22条の3第1号ハ、第22条の3第2号口、第22条の3第18号ハ、第22条の4第1項第1号口、第22条の4第1項第2号ホ、第22条の4第2項第1号口、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号口、第22条の4第3項第2号ホ、第22条の4第4項第1号口、第22条の4第4項第2号ホ、第23条第2号ハ、第24条第3号、第24条の2第1号口、第24条の2第6号ハ、第24条の2第14号ニ、第24条の2第15号ニ、第24条の3第3号、第25条第10号ホ、第25条第11号、第25条第12号、第26条の3第1号ハ、第26条の3第2号ハ、第26条第3号ハ、第26条の3第4号ハ、第27条第1号ニ、第27条第2号ニ、第27条第3号ニ、第28条第1号ト、第31条第1号ヘ、第31条第2号ホ、第31条第5号ホ、第31条第6号ヘ、第31条の2第1号口、第31条の2第7号ハ、第31条の2第15号ニ、第31条の2第16号ニ、第31条の3第3号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ハ、第37条第3号口、第38条第1号口、第39条第4号、第40条第1号ハ、第40条第3号口、第40条第6号ハ、第41条第1号口、第41条第2号口、第43条第1号口、第43条第5号ハ、第43条の3第3号、第43条の4第1号ヘ、第44条の5第3号、第45条第3号、第47条第12号ニ、第47条第13号ニ、第47条第14号ニ、第47条第16号ニ、第47条第26号ニ、第47条第27号ニ、第47条第29号ニ、第47条第31号ニ、第47条第32号ニ、第47条第33号ニ、第47条第34号ニ、第47条第35号ニ、第47条第36号ニ、第47条第37号ニ、第47条第38号ニ、第47条第39号ニ、第47条第40号ニ、第47条第41号ハ、第47条第44号ニ、第47条第45号ニ、第47条第48号ニ、第48条第1号、第49条第1号ハ、第49条第3号ハ、第49条の2第3号、第53条第1号カ、第53条第2号ト、第53条第4号ヘ、第53条第6号ハ、第54条第2号口、第55条第1号ハ、第55条第6号口、第55条第7号口、第55条第9号口、第55条第10号口、第55条第11号口、第56条第2号、第57条第2号、第58条第1号ハ、第58条第2号ハ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の2第7号ハ、第59条の2の3第3号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ、第59条の3第4号 (情報照会の根拠)なし
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境部市民課
②所属長の役職名	市民課長
7. 他の評価実施機関	
—	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民記録関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	番号法施行日当日および同日以後に、当市に住民票が存在する者(施行日以降に消除した住民票も含む)
その必要性	住民に関する市区町村事務の処理の基礎として利用する ・住基法第7条8の2号において、住民基本台帳の記載項目と規定されるため ・番号法第19条 別表第二の事務において、符号の取得に利用するため
④記録される項目	50項目以上100項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (更新年月日、操作者の職員ID、支援措置対象者情報)
その妥当性	(1)個人番号 番号整備法第16条(住民基本台帳法第7条8の2号)により、記載する。 (2)その他識別情報 当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号(宛名番号と表記)を保有する。 (3)その他住民票関係情報 住民基本台帳法第7条各号に定める記載事項を保有する。 (4)業務関係情報 住民基本台帳法第7条各号に定める資格情報を保有する。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	番号法附則第2条による準備行為の開始日(平成26年5月)
⑥事務担当部署	生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③使用目的 ※		番号法第8条により「個人番号とすべき番号」の提供を求め、番号整備法第16条(住基法第7条8の2号)による住民票への記載のため。
④使用の主体	使用部署	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		(1)住民票の記載 出生または国外からの転入等により、新規に個人番号を指定する場合は、地方公共団体情報システム機構から「個人番号とすべき番号」を入手して、その者の個人番号に指定し、当該住民票に個人番号を記載する。 転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、届出書に記載された個人番号について、転出証明書に記載された個人番号との照合、または、住民記録システム、住基ネットを利用して個人番号等で検索し、個人番号を表示して真正性の確認を行う。 (2)住民票の記載の修正 住民票を修正する場合に、届出書に記載された個人番号等で住民記録システムを検索し、個人番号を表示して当該住民票の特定を行う。 (3)住民票の消除 転出または死亡等により住民票を消除する場合に、届出書に記載された個人番号等で住民記録システムを検索し、個人番号を表示して当該住民票の特定を行う。 (4)住民票の発行 住民票の写し等を交付する場合に、申請内容に応じて個人番号が記載された住民票の写し等を交付する。 (5)本人確認情報、転出証明書情報の作成 住基ネットへ送信する本人確認情報、転出証明書情報に個人番号を記載し作成する。 (6)住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークへ世帯情報を提供する。
情報の突合		(1)住民票の記載 転入等により、個人番号を引き継ぐ場合は、住民記録システムを個人番号等で検索し、過去に当市で住民票が作成されていた者かどうかの突合を行い、既往の住民票が確認できた場合、「当市において、個人を一意に識別するための独自の識別番号(宛名番号)」も引き継ぐこととしている。
⑥使用開始日		平成27年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1		住民票の写し等の交付、住民異動に関する業務
①委託内容		住民票の写し等の交付、住民異動に関する業務
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社エイジェック 行政総合事業部
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2		総合行政情報システム運用業務
①委託内容		総合行政情報システムの運用及びソフトウェアの保守
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社サンネット
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		コンビニ交付サービス業務
①委託内容		コンビニエンスストアでの住民票の写し、住民票記載事項証明書の自動交付サービス業務
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		地方公共団体情報システム機構
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項4		コンビニ交付サービス業務のクラウド環境での提供、システムメンテナンス
①委託内容		コンビニ交付サービス業務のクラウド環境での提供、またコンビニ交付サービスを行うために必要な範囲で特定個人情報ファイルの一部について取扱を委託
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社サンネット
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託承認申請において、その必要性、範囲、要件について明記させ、再委託の理由に妥当性があり、再委託の範囲が業務の全部又は主たる部分に当たらないこと及び守秘義務や個人情報保護に係る措置について審査のうえ、許諾している。
	⑥再委託事項	住民基本台帳関係システムの保守、改修業務の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☒ 提供を行っている (59) 件 ☐ 移転を行っている (9) 件 ☐ 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の1の項
②提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の2の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の3の項
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の4の項
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の6の項
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の8の項
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の9の項
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の11の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の16の項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の18の項
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先11	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の20の項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先12	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の23の項
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の27の項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先14	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の30の項
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先15	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の31の項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先16	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の34の項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の35の項
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先18	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の37の項
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先19	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の38の項
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の39の項
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供を求められたら都度

移転先1	課税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の16の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1月1日現在の当該住民基本台帳に記載されている者、および軽自動車や固定資産の所有者又は地方税の納税義務者に該当する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (税務システム)
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先2	住宅政策課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の19の項
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	公営住宅の入居者及び入居者の親族で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (住宅使用料システム)
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先3	保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の30の項
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (国民健康保険システム)
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時

移転先4	こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の37の項
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童扶養手当受給者及び対象児童で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (児童扶養手当システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先5	こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の56の項
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当又は特例給付受給者、その配偶者、対象児童者に該当する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (児童手当システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先6	保険課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の59の項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同法第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療の加入者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (後期高齢者医療システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時

移転先7	高齢介護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の68の項
②移転先における用途	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険の加入者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (介護保険システム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先8	こども課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の94の項
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	小学校就学前の児童、その保護者及び同居者に該当する者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (子ども子育て支援システム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時
移転先9	税制収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1の16、19、30、59、68、94の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険料の徴収に関する事務、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険料の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者で住民基本台帳に記載されている者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☒] その他 (収納管理システム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	住民の異動が発生した時に随時

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
7. 備考	
—	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<住民記録関係ファイル(「地方公共団体基幹業務システム_基本データリスト(住民基本台帳)」と同様)>

○住民情報

1市区町村コード,2宛名番号,3個人履歴番号,4個人履歴番号_枝番号,5最新フラグ,6改製番号,7世帯番号,8住民種別,9住民状態,10住民票コード,11個人番号,12異動年月日,13異動年月日_不詳フラグ,14異動年月日_不詳表記,15異動届出年月日,16届出番号,17異動事由,18異動区分,19申出日,20通知日,21記載等の種別,22氏名,23氏名_日本人,24氏名_外国人ローマ字,25氏名_外国人漢字,26氏名_フリガナ,27氏名_日本人_フリガナ,28氏名_フリガナ確認状況,29氏名_氏名のカタカナ表記,30請求日,31旧氏,32旧氏_フリガナ,33旧氏_フリガナ確認状況,34通称,35通称_フリガナ,36通称_フリガナ確認状況,37氏名優先区分,38性別,39性別表記,40生年月日_元号,41生年月日,42生年月日_不詳フラグ,43生年月日_不詳表記,44続柄コード,45続柄表記,46世帯主氏名,47住所_市区町村コード,48住所_町字コード,49指定都市_行政区等コード,50住所_都道府県,51住所_市区郡町村名,52住所_町字,53住所_番地号表記,54住所_番地枝番数値,55住所_方書コード,56住所_方書,57住所_方書_フリガナ,58住所_郵便番号,59住民となった年月日,60住民となった年月日_不詳フラグ,61住民となった年月日_不詳表記,62記載の異動年月日,63記載の異動年月日_不詳フラグ,64記載の異動年月日_不詳表記,65記載の事由,66転入前住所_市区町村コード,67転入前住所_町字コード,68転入前住所_都道府県,69転入前住所_市区郡町村名,70転入前住所_町字,71転入前住所_番地号表記,72転入前住所_方書,73転入前住所_郵便番号,74転入前住所_国名コード,75転入前住所_国名等,76転入前住所_国外住所,77転入前住所_世帯主氏名,78最終登録住所_市区町村コード,79最終登録住所_町字コード,80最終登録住所_都道府県,81最終登録住所_市区郡町村名,82最終登録住所_町字,83最終登録住所_番地号表記,84最終登録住所_方書,85最終登録住所_郵便番号,86住所を定めた年月日,87住所を定めた年月日_不詳フラグ,88住所を定めた年月日_不詳表記,89転居前住所_市区町村コード,90転居前住所_町字コード,91転居前住所_都道府県,92転居前住所_市区郡町村名,93転居前住所_町字,94転居前住所_番地号表記,95転居前住所_方書コード,96転居前住所_方書,97転居前住所_方書_フリガナ,98転居前住所_郵便番号,99本籍,100本籍_都道府県,101本籍_市区郡町村名,102本籍_町字,103本籍_地番号または_街区符号,104本籍_市区町村コード,105本籍_町字コード,106戸籍_筆頭者,107戸籍_筆頭者_氏,108戸籍_筆頭者_名,109消除の事由,110転出届出年月日,111転出予定年月日,112消除の届出年月日,113消除の異動年月日,114消除の異動年月日_不詳フラグ,115消除の異動年月日_不詳表記,116転入通知年月日,117転出年月日(確定),118転出先住所(予定)_市区町村コード,119転出先住所(予定)_町字コード,120転出先住所(予定)_都道府県,121転出先住所(予定)_市区郡町村名,122転出先住所(予定)_町字,123転出先住所(予定)_番地号表記,124転出先住所(予定)_方書,125転出先住所(予定)_国名コード,126転出先住所(予定)_国名等,127転出先住所(予定)_国外住所,128転出先住所(予定)_郵便番号,129転出先住所(確定)_市区町村コード,130転出先住所(確定)_町字コード,131転出先住所(確定)_都道府県,132転出先住所(確定)_市区郡町村名,133転出先住所(確定)_町字,134転出先住所(確定)_番地号表記,135転出先住所(確定)_方書,136転出先住所(確定)_郵便番号,137外国人住民となった年月日,138外国人住民となった年月日_不詳フラグ,139外国人住民となった年月日_不詳表記,140在留カード等番号,141在留カード等番号区分,142国籍等_国名コード,143国籍名等,144第30条45規定区分,145住居地の届出の有無,146在留資格等コード,147在留期間等コード_年,148在留期間等コード_月,149在留期間等コード_日,150在留期間の満了の日,151特別永住者証明書交付年月日,152特別永住者証明書有効期限,153統合記載欄B類型1表示項目,154統合記載欄B類型1,155統合記載欄B類型2表示項目,156統合記載欄B類型2,157統合記載欄B類型3表示項目,158統合記載欄B類型3,159履歴選択不可フラグ,160事実上の世帯主氏名,161通称住所_郵便番号,162通称住所_市区町村コード,163通称住所_町字コード,164通称住所_町字,165通称住所_地番号,166改製記載年月日,167改製記載年月日_不詳フラグ,168改製記載年月日_不詳表記,169再製記載年月日,170再製記載年月日_不詳フラグ,171再製記載年月日_不詳表記,172地区管理コード,173記載順位,174成年被後見人_該当有無,175成年被後見人の審判確定日,176成年被後見人の登記日,177成年被後見人である旨を知った日,178除票フラグ,179除票用データベース登録年月日,180除票の修正メモ,181誤記修正後の氏名,182誤記修正後の氏名のフリガナ,183誤記修正後の生年月日,184法第30条46又は47区分,185改製消除年月日,186改製消除年月日_不詳フラグ,187改製消除年月日_不詳表記,188入力場所コード,189入力場所表記,190入力端末,191選挙人名簿登録有無,192国保資格有無,193国保資格取得年月日,194国保資格喪失年月日,195後期高齢資格有無,196後期高齢資格取得年月日,197後期高齢資格喪失年月日,198介護資格有無,199介護資格取得年月日,200介護資格喪失年月日,201年金資格有無,202基礎年金番号,203年金資格種別,204年金資格種別変更年月日,205年金資格取得年月日,206年金資格喪失年月日,207児童手当資格区分,208児童手当受給開始年月,209児童手当受給終了年月,210統合宛名フラグ,211他業務参照不可フラグ,212業務ID,213削除フラグ,214操作者ID,215操作年月日,216操作時刻,

○統合記載欄C類型管理

217市区町村コード,218宛名番号,219履歴番号,220最新フラグ,221統合記載欄C類型,222削除フラグ,223操作者ID,224操作年月日,225操作時刻,

○通称履歴管理

226市区町村コード,227宛名番号,228改製番号,229最新フラグ,230通称,231記載市区町村コード,232記載市区町村名,233記載年月日,234削除市区町村コード,235削除市区町村名,236削除年月日,237削除フラグ,

○住民基本台帳_抑止設定管理

238市区町村コード,239宛名番号,240抑止事由,241抑止処理対象区分,242履歴番号,243抑止開始年月日,244履歴番号_枝番号,245最新フラグ,246抑止終了年月日,247抑止レベル,248世帯抑止区分,249一時解除開始年月日,250一時解除開始時刻,251一時解除終了年月日,252一時解除終了時刻,253削除フラグ,

○電子証明情報

254市区町村コード,255宛名番号,256住民票コード,257最新フラグ,258カード用署名用電子証明書_シリアル番号,259カード用利用者証明用電子証明書_シリアル番号,260カード用利用者証明用電子証明書_シリアル番号桁数,261削除フラグ,

○メモ情報

262市区町村コード,263宛名番号,264履歴番号,265最新フラグ,266メモ,267削除フラグ,

○本人通知制度情報

268市区町村コード,269宛名番号,270本人通知制度管理番号,271最新フラグ,272申出年月日,273登録年月日,274登録満了年月日,275通知書送付先住所_郵便番号,276通知書送付先住所_都道府県,277通知書送付先住所_市区郡町村名,278通知書送付先住所_町字,279通知書送付先住所_番地号表記,280通知書送付先住所_方書コード,281通知書送付先住所_方書,282通知書送付先住所_方書_フリガナ,283通知書出力条件,284削除フラグ,

○本人通知制度通知書情報

285市区町村コード,286発行番号,287宛名番号,288本人通知制度管理番号,289最新フラグ,290通知年月日,291交付年月日,292交付時刻,293交付請求者区分,294交付請求者区分修正フラグ,295証明書種別,296枚数,297削除フラグ,

○支援措置対象者情報

298市区町村コード,299宛名番号,300履歴番号,301支援措置開始年月日,302最新フラグ,303支援措置終了年月日,304支援措置区分,305世帯抑止区分,306入力場所コード,307入力場所表記,308入力端末,309削除フラグ,

○支援措置申出書情報(当初受付)

310市区町村コード,311宛名番号,312支援措置管理番号,313支援措置履歴番号,314最新フラグ,315対象者区分,316申出者の状況,317支援措置対象者_氏名,318支援措置対象者_氏名_フリガナ,319支援措置対象者_通称,320支援措置対象者_通称_フリガナ,321支援措置対象者_旧氏,322支援措置対象者_旧氏_フリガナ,323支援措置対象者_生年月日,324支援措置対象者_性別,325支援措置対象者_住所_市区町村コード,326支援措置対象者_住所_町字コード,327支援措置対象者_住所_郵便番号,328支援措置対象者_住所_都道府県,329支援措置対象者_住所_市区郡町村名,330支援措置対象者_住所_町字,331支援措置対象者_住所_番地号表記,332支援措置対象者_住所_方書コード,333支援措置対象者_住所_方書,334支援措置対象者_住所_方書_フリガナ,335支援措置対象者_本籍_市区町村コード,336支援措置対象者_本籍_町字コード,337支援措置対象者_本籍,338支援措置対象者_本籍_都道府県,339支援措置対象者_本籍_市区郡町村名,340支援措置対象者_本籍_町字,341支援措置対象者_本籍_地番号または_街区符号,342支援措置対象者_前本籍_市区町村コード,343支援措置対象者_前本籍_町字コード,344支援措置対象者_前本籍,345支援措置対象者_前本籍_都道府県,346支援措置対象者_前本籍_市区郡町村名,347支援措置対象者_前本籍_町字,348支援措置対象者_前本籍_地番号または_街区符号,349支援措置対象者_連絡先電話番号,350支援措置対象者_連絡先携帯電話番号,351支援措置対象者_連絡先メールアドレス,352支援措置対象者_その他,353支援措置対象者_前住所_市区町村コード,354支援措置対象者_前住所_町字コード,355支援措置対象者_前住所_都道府県,356支援措置対象者_前住所_市区郡町村名,357支援措置対象者_前住所_町字,358支援措置対象者_前住所_番地号表記,359支援措置対象者_前住所_方書,360支援措置対象者_支援措置対象者との関係,361支援措置対象者_固定資産登録_市区町村コード,362加害者_氏名,363加害者_生年月日,364加害者_性別,365加害者_住所_郵便番号,366加害者_住所_市区町村コード,367加害者_住所_町字コード,368加害者_住所_都道府県,369加害者_住所_市区郡町村名,370加害者_住所_町字,371加害者_住所_番地号表記,372加害者_住所_方書,373加害者_住所_国名コード,374加害者_住所_国名等,375加害者_住所_国外住所,376加害者_その他,377支援を求める事務対象区分_住民基本台帳の閲覧(現住所),378支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付(現住所),379支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付(前住所等),380支援を求める事務対象区分_戸籍の附票の写し等の交付(本籍),381支援を求める事務対象区分_戸籍の附票の写し等の交付(前本籍等),382支援を求める事務対象区分_固定資産所在市区町村,383支援措置対象者_転送先_市区町村コード,384支援措置対象者_転送年月日,385支援措置開始年月日,386支援措置終了年月日,387仮支援措置の有無,388仮支援措置開始年月日,389仮支援措置終了年月日,390入力場所コード,391入力場所表記,392入力端末,393削除フラグ,

○支援措置申出書情報(転送受付)

394市区町村コード,395宛名番号,396支援措置管理番号,397支援措置履歴番号,398最新フラグ,399対象者区分,400申出者の状況,401支援措置対象者_氏名,402支援措置対象者_氏名_フリガナ,403支援措置対象者_通称,404支援措置対象者_通称_フリガナ,405支援措置対象者_旧氏,406支援措置対象者_旧氏_フリガナ,407支援措置対象者_生年月日,408支援措置対象者_性別,409支援措置対象者_住所_市区町村コード,410支援措置対象者_住所_町字コード,411支援措置対象者_住所_郵便番号,412支援措置対象者_住所_都道府県,413支援措置対象者_住所_市区郡町村名,414支援措置対象者_住所_町字,415支援措置対象者_住所_番地号表記,416支援措置対象者_住所_方書コード,417支援措置対象者_住所_方書,418支援措置対象者_住所_方書_フリガナ,419支援措置対象者_連絡先電話番号,420支援措置対象者_連絡先携帯電話番号,421支援措置対象者_連絡先メールアドレス,422支援措置対象者_その他,423支援を求める事務対象区分_住民基本台帳の閲覧,424支援を求める事務対象区分_住民票の写し等の交付,425支援を求める事務対象区分_住民票の除票の写し等の交付,426支援を求める対象住所_転入通知に基づいて記載した転出先住所(確定),427支援を求める対象住所_転出届に基づいて記載した転出先住所(予定),428支援を求める対象住所_統合記載欄に記載された転出先住所等,429支援措置対象者_支援措置対象者との関係,430加害者_氏名,431加害者_生年月日,432加害者_性別,433加害者_住所_郵便番号,434加害者_住所_市区町村コード,435加害者_住所_町字コード,436加害者_住所_都道府県,437加害者_住所_市区郡町村名,438加害者_住所_町字,439加害者_住所_番地号表記,440加害者_住所_方書,441加害者_住所_国名コード,442加害者_住所_国名等,443加害者_住所_国外住所,444加害者_その他,445支援措置対象者_転送受付年月日,446支援不要確認連絡年月日,447当初受付_市区町村コード,448支援措置開始年月日,449支援措置終了年月日,450仮支援措置の有無,451仮支援措置開始年月日,452仮支援措置終了年月日,453入力場所コード,454入力場所表記,455入力端末,456削除フラグ,

○世帯主転出後の続柄情報

457市区町村コード,458宛名番号,459最新フラグ,460世帯番号,461世帯主_転出届出年月日,462世帯主_転出予定年月日,463転出届出日以降_世帯変更届出年月日,464残世帯_世帯主氏名,465残世帯_続柄コード1,466残世帯_続柄コード2,467残世帯_続柄コード3,468残世帯_続柄コード4,469削除フラグ,

○転出証明書等発行情報

470市区町村コード,471宛名番号,472最新フラグ,473転出前_世帯主氏名,474転出証明書等種別,475転出証明書等発行年月日,476国保資格有無,477後期市営資格有無,478介護資格有無,479基礎年金番号,480年金資格種別,481旧市営市営資格区分,482削除フラグ,

真恰有無,4//俊期高師真恰有無,4/87「護真恰有無,4/9基礎年金番号,480年金真恰裡別,481冗里于三真恰区分,482削除ノフ、

○転出証明書情報管理

483市区町村コード,484転出地_市区町村コード,485転出証明書作成年月日,486連番,487最新フラグ,488申請紐付符号,489あたらしい住所_市区町村コード,490あたらしい住所,491いままでの住所_市区町村コード,492いままでの住所,493いままでの世帯主氏名,494代表者役職名,495代表者氏名,496転出届出年月日,497転出予定年月日,498対象となる人数,499住民票コード,500個人番号,501氏名,502氏名_フリガナ,503生年月日,504性別,505続柄,506本籍_市区町村コード,507本籍,508筆頭者_氏名,509国民健康保険の資格,510国民健康保険の退職区分,511基礎年金番号,512国民年金の種別,513児童手当の有無,514介護保険の有無,515後期高齢者医療保険の有無,516第30条45規定区分,517在留資格,518在留期間等,519在留カード等番号,520国籍等_国名コード,521在留期間の満了の日,522通称履歴情報_記載年月日,523通称履歴情報_記載市区町村コード,524通称履歴情報_削除年月日,525通称履歴情報_削除市区町村コード,526通称履歴情報_通称,527備考,528旧氏,529旧氏_フリガナ,530削除フラグ,

○ワンストップ特例転入を利用した転出情報管理

531市区町村コード,532受付番号,533最新フラグ,534申請紐付符号,535届出人_連絡先,536届出人_氏名,537いままでの住所,538新しい住所,539届出日,540転出予定年月日,541届出人_カード用利用者証明用電子証明書_シリアル番号,542異動者_氏名,543異動者_生年月日,544異動者_性別,545削除フラグ,

○転入予約情報管理

546市区町村コード,547受付番号,548最新フラグ,549申請紐付符号,550来庁予定年月日,551来庁場所,552届出日,553届出人_氏名,554届出人_連絡先,555新しい世帯主氏名,556異動者_氏名,557異動者_新しい世帯主との続柄,558削除フラグ,

○転居予約情報管理

559市区町村コード,560受付番号,561最新フラグ,562異動予定年月日,563来庁予定年月日,564来庁場所,565届出日,566届出人_連絡先,567届出人_氏名,568届出人_性別,569今までの住所,570新住所,571新しい世帯主氏名,572異動者_氏名,573異動者_生年月日,574異動者_新しい世帯主との続柄,575削除フラグ,

○特別永住者証明書関連情報

576市区町村コード,577宛名番号,578履歴番号,579最新フラグ,580特別永住者証明書_交付状況,581特別永住者証明書_申請書受理番号,582特別永住者証明書番号,583特別永住者証明書_申請者_氏名,584特別永住者証明書_申請者_生年月日,585特別永住者証明書_申請者_電話番号,586特別永住者証明書_申請者_住所_郵便番号,587特別永住者証明書_申請者_住所_都道府県,588特別永住者証明書_申請者_住所_市区郡町村名,589特別永住者証明書_申請者_住所_町字,590特別永住者証明書_申請者_住所_番地号表記,591特別永住者証明書_申請者_住所_方書コード,592特別永住者証明書_申請者_住所_方書,593特別永住者証明書_申請者_住所_方書_フリガナ,594特別永住者証明書_申請事由コード,595特別永住者証明書_申請年月日,596特別永住者証明書_申請場所コード,597特別永住者証明書_申請書送付年月日,598特別永住者証明書_申請書受領年月日,599特別永住者証明書_申請書取下半年月日,600特別永住者証明書_交付開始年月日,601特別永住者証明書_交付終了年月日,602特別永住者証明書_不交付返戻情報,603特別永住者証明書_交付場所コード,604特別永住者証明書_返納年月日,605特別永住者証明書_返納場所コード,606特別永住者証明書_許可区分,607特別永住者証明書_許可番号,608特別永住者証明書_許可年月日,609特別永住者証明書_関連メモ,610削除フラグ,

○個人番号カード管理

611市区町村コード,612宛名番号,613最新フラグ,614個人番号カード_運用状況,615個人番号カード_有効期限,616個人番号カード_回収年月日,617個人番号カード_抽出年月日,618削除フラグ,

○個人番号カード送付先情報

619市区町村コード,620宛名番号,621最新フラグ,622通番処理番号,623宛先印刷区分,624送付先_住所_郵便番号,625送付先_住所,626送付先_氏名,627送付元_市区町村コード,628送付元_市区町村名,629送付元_市区町村_住所_郵便番号,630送付元_市区町村_住所,631送付元_電話番号,632交付場所名,633交付場所_住所_郵便番号,634交付場所_住所,635交付場所_電話番号,636送付場所名,637送付場所_住所_郵便番号,638送付場所_住所,639送付場所_電話番号,640個人番号,641住民票コード,642第30条45規定区分,643在留期間の満了の日,644削除フラグ,

○証明書・通知書交付履歴管理

645市区町村コード,646宛名番号,647交付年月日,648発行通番,649最新フラグ,650交付時刻,651発行番号,652交付場所,653交付区分,654証明書種別,655記載事項,656枚数,657端末名,658処分情報,659削除フラグ,

○空き住民票コード管理

660市区町村コード,661空き住民票コード,662最新フラグ,663削除フラグ

<本人確認情報ファイル>

1住民票コード,2漢字氏名,3外字数(氏名),4ふりがな氏名,5清音化かな氏名,6生年月日,7性別,8市町村コード,9大字・字コード,10郵便番号,11住所,12外字数(住所),13個人番号,14住民となった日,15住所を定めた日,16届出の年月日,17市町村コード(転入前),18転入前住所,19外字数(転入前住所),20続柄,21異動事由,22異動年月日,23異動事由詳細,24旧住民票コード,25住民票コード使用年月日,26依頼管理番号,27操作者ID,28操作端末ID,29更新順番号,30異常時更新順番号,31更新禁止フラグ,32予定者フラグ,33排他フラグ,34外字フラグ,35レコード状況フラグ,36タイムスタンプ,37旧氏漢字,38旧氏外字数,39旧氏ふりがな,40旧氏外字変更連番

<送付先情報ファイル>

1送付先管理番号、2送付先郵便番号、3送付先住所漢字項目長、4送付先住所漢字、5送付先住所漢字外字数、6送付先氏名漢字項目長、7送付先氏名漢字、8送付先氏名漢字外字数、9市町村コード、10市町村名項目長、11市町村名、12市町村郵便番号、13市町村住所項目長、14市町村住所、15市町村住所外字数、16市町村電話番号、17交付場所名項目長、18交付場所名、19交付場所名外字数、20交付場所郵便番号、21交付場所住所項目長、22交付場所住所、23交付場所住所外字数、24交付場所電話番号、25カード送付場所名項目長、26カード送付場所名、27カード送付場所名外字数、28カード送付場所郵便番号、29カード送付場所住所項目長、30カード送付場所住所、31カード送付場所住所外字数、32カード送付場所電話番号、33対象となる人数、34処理年月日、35操作者ID、36操作端末ID、37印刷区分、38住民票コード、39氏名漢字項目長、40氏名漢字、41氏名漢字外字数、42氏名かな項目長、43氏名かな、44郵便番号、45住所項目長、46住所、47住所外字数、48生年月日、49性別、50個人番号、51第30条の45に規定する区分、52在留期間の満了の日、53代替文字変換結果、54代替文字氏名項目長、55代替文字氏名、56代替文字住所項目長、57代替文字住所、58代替文字氏名位置情報、59代替文字住所位置情報、60外字フラグ、61外字パターン、62旧氏漢字、63旧氏外字数、64旧氏ふりがな、65旧氏外字変更連番、66ローマ字氏名、67ローマ字旧氏

<団体内統合宛名関係ファイル(「地方公共団体情報システム_項目定義書(団体内統合宛名)」と同様>

○団体内統合宛名基本情報

1市区町村コード、2団体内統合宛名番号、3団体内統合宛名番号履歴番号、4宛名番号、5業務ID、6独自施策システム等ID、7最新フラグ、8個人番号、9氏名、10氏_日本人、11名_日本人、12氏名_外国人ローマ字、13氏名_外国人漢字、14氏名_フリガナ、15氏_日本人_フリガナ、16名_日本人_フリガナ、17通称、18通称_フリガナ、19通称_フリガナ確認状況、20性別、21性別表記、22生年月日_元号、23生年月日、24生年月日_不詳フラグ、25生年月日_不詳表記、26住所_市区町村コード、27住所_町字コード、28指定都市_行政区等コード、29住所_都道府県、30住所_市区郡町村名、31住所_町字、32住所_番地号表記、33住所_方書コード、34住所_方書、35住所_方書_フリガナ、36住所_郵便番号、37住所_国名コード、38住所_国名等、39住所_国外住所、40統合宛名フラグ、41住民状態、42他業務参照不可フラグ、43削除フラグ、44操作者ID、45操作年月日、46操作時刻

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民記録関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜廿日市市における措置＞ 届出の受理に際しては、異動元、異動先の状況を住民記録システムで確認し、対象者以外の情報を入手しないよう事務マニュアルを作成し、遵守している。 その他、特定個人情報の取り扱いに関しては当市個人情報保護条例に準ずる。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名番号の付番にあたり、個人番号で一意に識別することで、個人に対して複数の団体内統合宛名番号は付番されないため、団体内統合宛名番号は団体内において個人と1対1対応となる。 ユーザに既定のアクセス権限を付与でき、不必要な情報へのアクセスを防止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜既存住基システムにおける措置＞ 住基ネットから特定個人情報を入手する場合は、住基ネットCSの認証、監査、証跡機能により、特別に権限を付与した職員以外は操作が行えず、また情報照会・提供の記録が保持される仕組みが確立されており、不正な手段で入手することに対しての対策も実施されている。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 個人番号に変更が発生しても団体内統合宛名番号に変更はなく、個人番号変更時には、変更前と変更後の個人番号を必須として団体内統合宛名番号を管理している。 個人番号の入手にあたっては、チェックデジットを確認している。 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っており、不適切な操作を抑止する効果を講じている。	

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<既存基システムにおける措置> 番号法第9条別表一に規定された特定個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないようシステムの制御している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号利用事務以外で個人番号の検索を行うことはできない。また、個人番号利用事務以外では個人番号表示時にマスキング処理が実施される。 団体内統合宛名システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<既存基システムにおける措置> 端末起動時にICカードにより操作員の識別を行ったうえユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 端末起動時にICカードにより操作員の識別を行ったうえユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 パスワードポリシーに基づき、パスワードの適性のチェックを行い、不適切なパスワードの利用を禁止している。 システム間を跨る認証については、認証チェックを行うことで不正利用が行えない対策を実施している。	
その他の措置の内容	<既存基システムにおける措置> システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的(1年に1度)に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> ユーザに既定の権限付与を実施できる機能を有している。 ユーザに既定の権限を付与することでアクセス権限を管理している。 ユーザIDごとのアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行い、登録/変更の際は、長又はその代理の者が設定の変更を行っている。その他の者は、アクセス権限の登録/変更を行うためのアクセス権限が与えられていない。 人事異動の場合等、権限が不要となった場合は、情報システム部門が、不要となったIDや権限を変更または削除する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<既存基システムにおける措置> 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったまで記録している。) <団体内統合宛名システムにおける措置> 操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、個人番号関連業務関係者以外はアクセスできないよう対策を実施している。 本番環境不具合時の運用対策として、特定個人情報ファイルが含まれるシステムディスクの複製(コピー)を行っている。 複製データへのアクセスについては、情報システム部門のメンバー以外には行えない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	廿日市市個人情報取扱委託基準に基づき、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を遵守する旨を記載するものとする。 別記の内容は以下のとおり (1) 基本的事項 (2) 秘密の保持 (3) 収集の制限 (4) 目的外利用・提供の禁止 (5) 適正管理 (6) 特定個人情報の適正管理に係る届出 (7) 個人情報の持ち出しの禁止 (8) 従事者への周知及び監督 (9) 複写・複製の禁止 (10) 業務の再委託 (11) 資料等の返還等 (12) 取扱状況の報告及び調査 (13) 事故発生時における報告等 (14) 損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<既存住基システムにおける措置> 委託側において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<既存住基システムにおける措置> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 (1) 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 (2) 閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 (3) 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 (4) 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得する。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき、事務に必要な範囲内の情報に限り、提供及び移転を行う。同一機関内における個人情報の移転の際は、移転先の担当課と協議し、内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<廿日市市における措置> 正当な権限を持つ者以外への住民票の写し等の交付を防止するために、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行う。 違反行為を行った場合は、当市個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> 個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。 ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報情報が不正に提供されるリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<団体内統合宛名システムにおける措置>

通信路セキュリティとして経路暗号化を実施している。

中間サーバーに接続許可対象システムとして登録することで、中間サーバーへの提供元を団体内統合宛名システムに限定している。

事前に登録したサーバー(中間サーバー)のみに、情報提供先を限定している。

事前に登録したサーバー(中間サーバー)のみに、情報提供のリスク元を限定している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。

情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで、漏えい・紛失のリスクに対応し、安全性を確保している。

中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<廿日市市における措置> 端末のディスプレイを、来庁者等に画面を見られることがないように設置している。 入力、削除及び訂正を行った者以外の者が、入力、削除及び訂正した内容を確認している。 離席時は、業務アプリケーションを終了させ、ログオフしている。 帳票の出力装置を、来庁者等に出力帳票を見られないように設置し、帳票を出力した際は、出力装置上に放置せず、速やかに回収している。 帳票の出力装置を適時確認し、帳票が放置されている場合は、出力した職員を特定して注意し、長時間放置されたものは廃棄している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ガバメントクラウドにおける措置> 物理的対策 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。		
技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。		
8. 監査		
実施の有無	[☒] 自己点検	[] 内部監査 [☐] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<廿日市市における措置> 職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する規定を設けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	廿日市市生活環境部市民課 738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9135
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止について請求する。 なお、請求をしようとする際は、本人等を証明するために必要な書類を提出又は提示しなければならない。 ※本人であることを証明するために必要な書類 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証など
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	廿日市市生活環境部市民課 738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9135
②対応方法	問い合わせの受付後、聴取票などを起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年7月5日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	市民課長 二階堂 朋子	市民課長	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和1年11月5日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム2 ②システムの機能	(4)本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	(4)本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和1年11月5日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 77. 80. 84. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 117. 120の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1. 2. 3. 4. 6. 8. 9. 11. 16. 18. 20. 21. 23. 27. 30. 31. 34. 35. 37. 38. 39. 40. 42. 48. 53. 54. 57. 58. 59. 61. 62. 66. 67. 70. 77. 80. 84. 85の2. 89. 91. 92. 94. 96. 101. 102. 103. 105. 106. 108. 111. 112. 113. 114. 116. 119の項)	事後	法改正に伴う変更
令和1年11月5日	II 特定個人情報ファイル(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (2)本人確認情報ファイル	(2)本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	(2)本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37.旧氏 漢字、38.旧氏 外字数、39.旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番	事前	住民基本台帳法施行令第等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため
令和1年11月5日	II 特定個人情報ファイル(別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (2)送付先情報ファイル	(3)送付先情報ファイル 1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、	(3)送付先情報ファイル 1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、	事前	住民基本台帳法施行令第等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため
令和2年5月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている(56)件	[○]提供を行っている(59)件	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	(添付資料) II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル「5. 特定個人情報の提供・移転」	追加	提供先35 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。) ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の74の項 ②提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務で	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	(添付資料) II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル「5. 特定個人情報の提供・移転」	追加	提供先39 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の85の2の項	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	(添付資料) II 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル「5. 特定個人情報の提供・移転」	追加	提供先45 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の97の項 ②提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 提供を求められたら都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先8 ①移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和2年5月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)・移転先9 ①移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険料の徴収に関する事務、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険料の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険料の徴収に関する事務、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険料の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	Ⅲ リスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 外部監査	[○] 外部監査	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年7月1日	令和2年5月20日	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	I 基本情報 1~②事務の内容中、なお以下	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号、個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条第2項ハ、第2条第3項ロ、第2条第6項ハ、第2条第7項ロ、第2条第12項ハ、第3条第3項ロ、第3条第7項ハ、第3条第8項ロ、第4条第2項ハ、第6条第2項、第6条第6項ロ、第6条第7項、第7条第1項ロ、第7条第2項ロ、第8条第1項ハ、第8条第2項ハ、第8条第3項、第10条第4項、第8条第5項、第10条第1項ロ、第10条第3項、第12条第1項ヌ、第12条第2項ハ、第12条第3項ヌ、第13条第1項ロ、第13条第2項ロ、第14条、第15条、第16条、第20条第8項ロ、第22条第1項ニ、第23条第2項、第24条、第25条第8項ロ、第25条第9項、第25条第10項、第26条第11項、第27条、第28条第1項ホ、第31条第1項ホ、第31条第2項ニ、第31条第5項ホ、第32条第1項ロ、第32条第2項ロ、第33条第4項、第37条第1項ロ、第37条第2項、	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報提供の根拠) 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ、第2条第10号ハ、第2条第11号ハ、第2条第17号ハ、第2条第18号、第3条第6号ロ、第3条第11号ハ、第3条第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号、第6条第7号ロ、第6条第8号ロ、第6条第16号、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第5号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第2号ニ、第14条第1号ハ、第14条第2号ハ、第14条第3号ニ、第16条第2号、第20条第9号ロ、第22条第1号ニ、第22条の3第4号ロ、第22条の3第5号ロ、第22条の3第6号、第22条の4第1項第1号、第22条の4第1項第2号ニ、第22条の4第2項第1号、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号、第22条の4第3項第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ、第24条の2第8号ハ、第24条の2第10号、第24条の3第2号、第25条第8号ニ、第25条第9号、第25条第10号、第26条の3第1号ロ、第26条の3第3号ロ、第27条第1号イ、第27条第2号イ、第27条第3号ニ、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第31条第2号ニ、第31条第5号ホ、第32条第6号ホ、第31条の2第5号ロ、第31条の2第9号ハ、第31条の2第10号ハ、第31条の2第11号、第31条の3第2号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ、第37条第2号イ、	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和3年6月20日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第38条第1項口、第39条第3項、第41条、第43条第1項口、第45条、第47条第2項ハ、第47条第3項ハ、第47条第4項ハ、第47条第5項ハ、第47条第6項ハ、第47条第7項ハ、第47条第10項ハ、第47条第11項ハ、第48条、第50条第1項、第50条第2項口、第50条第3項口、第50条第4項口、第50条第5項口、第51条第2項、第51条第3項、第51条第4項口、第51条第5項、第51条第6項、第51条第8項、第51条第9項、第51条第10項、第51条第11項、第51条第12項、第53条第2項ニ、第51条第3項ニ、第53条第4項イ、第55条第2項ハ、第55条第3項ニ、第55条第4項ニ、第56条、第57条、第58条第1項口、第58条第2項口、第59条第2項	第38条第1号口、第39条第4号、第40条第1号口、第40条第2号、第41条第1号、第41条第2号、第43条第1項口、第43条第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号ニ、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号ニ、第47条第3号ニ、第47条第4号ニ、第47条第5号ニ、第47条第6号ニ、第47条第7号ニ、第47条第8号ニ、第47条第9号ニ、第47条第10号ニ、第47条第11号ニ、第47条第12号ニ、第47条第13号ニ、第47条第14号ニ、第47条第15号ニ、第47条第16号ニ、第47条第16号ニ、第47条第17号ハ、第47条第18号ニ、第47条第19号ニ、第47条第22号ニ、第47条第23号ニ、第48条、第49条第1号口、第49条第3号口、第49条の2第2号、第53条第1号ワ、第53条第2号ハ、第53条第3号ホ、第53条第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ、第55条第6号口、第55条第10号口、第55条第11号口、第56条、第57条、第58条第1号口、第58条第2号口、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
-----------	---	--	--	----	----------------------------

令和3年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ③委託先	株式会社パソナ パソナ広島	株式会社エイジェック 行政総合事業部	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先36 ②提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先50 ②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先51へ追加(以下提供先番号を繰り下げる)	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の108の項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の107の項 ②提供先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先52	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の111の項 ②提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の108の項 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先53	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の112の項 ②提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の111の項 ②提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先54	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の113の項 ②提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の112の項 ②提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先55	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の114の項 ②提供先における用途 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の113の項 ②提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ特定個人情報 ファイルの概要(1)住民基本 台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先56	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第 2の116の項 ②提供先における用途 子ども・子育て支援法 による子どものための教育・保育給付の支給又 は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万 人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステ ム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第 2の114の項 ②提供先における用途 職業訓練の実施等 による特定求職者の就職の支援に関する法律に よる職業訓練受講給付金の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万 人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステ ム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ特定個人情報 ファイルの概要(1)住民基本 台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先57	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第 2の117の項 ②提供先における用途 年金生活者支援給付 金の支給に関する法律による年金生活者支援 給付金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万 人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステ ム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第 2の116の項 ②提供先における用途 子ども・子育て支援法 による子どものための教育・保育給付若しくは 子育てのための施設等利用給付の支給又は地 域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万 人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワークシステ ム ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ特定個人情報 ファイルの概要(1)住民基本 台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先58	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第 2の120の項 ②提供先における用途 難病の患者に対する 医療等に関する法律による特定医療費の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万 人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワーク ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第 2の117の項 ②提供先における用途 年金生活者支援給付 金の支給に関する法律による年金生活者支援 給付金の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主 務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万 人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワーク ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先59	住基法上の住民 ①法令上の根拠 住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ②提供先における用途 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 ③提供する情報 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様」 ⑥提供方法【○】紙 ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の12の項 ②提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 ⑥提供方法【○】情報提供ネットワーク ⑦時期・頻度 提供を求められたら都度	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先60	追加	住基法上の住民 ①法令上の根拠 住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ②提供先における用途 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 ③提供する情報 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 ④提供する情報の対象となる本人の数【10万人以上100万人未満】 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲「特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様」 ⑥提供方法【○】紙 ⑦時期・頻度 開示請求があった都度	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号を付番し、対象者全員に送付する必要がある。 また、合わせて、交付申請書を番号通知送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④その記録される項目 その妥当性(2)	その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	その他(番号通知及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システムー市町村CS又は電子記録媒体ー個人番号カード管理システム(機構))	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システムー市町村CS又は電子記録媒体ー個人番号カード管理システム(機構))	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(3) 送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	①重要な変更に当たらない (必要箇所の修正等)
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1) 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1) 住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の1の項	番号法第19条第8号別表第2の1の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

[illegible]

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル5特定個人情報の提供・移転提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の37の項	番号法第19条第8号別表第2の37の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル5特定個人情報の提供・移転提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の38の項	番号法第19条第8号別表第2の38の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル「5. 特定個人情報の提供・移転」(提供先21) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の39の項	番号法第19条第8号別表第2の39の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル「5. 特定個人情報の提供・移転」(提供先22) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の40の項	番号法第19条第8号別表第2の40の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	(添付資料)Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル「5. 特定個人情報の提供・移転」(提供先23) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の42の項	番号法第19条第8号別表第2の42の項	事前	③事後で足りるものの任意に事前に提出

[illegible]

[illegible]

(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民記録関係ファイル「5. 特定個人情報の提供・移転」の提供先21から40まで

提供先21	国家公務員共済組合連合会
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の40の項
提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先22	市町村長又は国民健康保険組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の42の項
提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先23	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の48の項
提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先24	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の53の項
提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先25	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の54の項
提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先26	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の57の項
提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先27	地方公務員共済組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の58の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先28	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の59の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先29	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の61の項
提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先30	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の62の項
提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先31	厚生労働大臣又は都道府県知事	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の66の項	
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
時期・頻度	提供を求められたら都度	
提供先32	都道府県知事等	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の67の項	
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
時期・頻度	提供を求められたら都度	

提供先33	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の70の項
提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先34	市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の74の項
提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（ ） ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先35	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の77の項
提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先36	後期高齢者医療広域連合
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の80の項
提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先37	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の84の項
提供先における用途	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先38	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の85の2の項
提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先39	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の89の項
提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先40	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の91の項
提供先における用途	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民記録関係ファイル「5. 特定個人情報の提供・移転」の提供先41から56まで

提供先41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の92の項	
提供先における用途	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
時期・頻度	提供を求められたら都度	
提供先42	市町村長	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の94の項	
提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()	
時期・頻度	提供を求められたら都度	

提供先43	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の96の項
提供先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先44	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の97の項
提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先45	厚生労働大臣	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の101の項	
提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
時期・頻度	提供を求められたら都度	
提供先46	農林漁業団体職員共済組合	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の102の項	
提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
時期・頻度	提供を求められたら都度	

提供先47	独立行政法人農業者年金基金	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の103の項	
提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
時期・頻度	提供を求められたら都度	
提供先48	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の105の項	
提供先における用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙)	
時期・頻度	提供を求められたら都度	

提供先49	独立行政法人日本学生支援機構
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の106の項
提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先50	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の107の項
提供先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先51	都道府県知事又は市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の108の項
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先52	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の111の項
提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先53	厚生労働大臣	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の112の項	
提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
時期・頻度	提供を求められたら都度	
提供先54	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の113の項	
提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。	
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
時期・頻度	提供を求められたら都度	

提供先55	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の114の項
提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先56	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の116の項
提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設利用等用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先57	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の117の項
提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度
提供先58	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2の120の項
提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

提供先59	住基法上の住民
法令上の根拠	住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示)
提供先における用途	開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。
提供する情報	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
時期・頻度	提供を求められたら都度

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] < 選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
記録される項目	[10項目以上50項目未満] < 選択肢 > 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	(1) 個人番号、4情報、その他住民票関係情報 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成27年6月1日
事務担当部署	生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (自部署)
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (既存住基システム)
使用目的		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
使用の主体	使用部署	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所
	使用者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
使用開始日		平成27年6月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無		☐ 委託する (1) 件 <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		総合行政情報システム運用業務
委託内容		総合行政情報システムの運用及びソフトウェアの保守
委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先名		株式会社サンネット
再委託	再委託の有無	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている (0) 件 ☐ 行っていない
提供先1	都道府県
法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
提供先における用途	市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)。

移転先1	
法令上の根拠	
移転先における用途	
移転する情報	
移転する情報の対象となる 本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる 本人の範囲	
移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期・頻度	
6 . 特定個人情報の保管・消去	
保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID / パスワードによる認証が必要となる。
7 . 備考	

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (通知カード及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	(1)個人番号、4情報、その他住民票関係情報 (2)個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 (3)その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	平成27年10月5日
事務担当部署	生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (自部署)
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (既存住基システム)
使用目的		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
使用の主体	使用部署	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無		[委託する] （ １ ） 件 ＜選択肢＞ １) 委託する ２) 委託しない
委託事項1		総合行政情報システム運用業務
委託内容		総合行政情報システムの運用及びソフトウェアの保守
委託先における取扱者数		[10人未満] ＜選択肢＞ １) 10人未満 ２) 10人以上50人未満 ３) 50人以上100人未満 ４) 100人以上500人未満 ５) 500人以上1,000人未満 ６) 1,000人以上
委託先名		株式会社サンネット
再委託	再委託の有無	[再委託しない] ＜選択肢＞ １) 再委託する ２) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
５．特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[○] 提供を行っている （ １ ） 件 [] 移転を行っている （ ９ ） 件 [] 行っていない
提供先1		地方公共団体情報システム機構(機構)
法令上の根拠		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
提供先における用途		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
提供する情報		「２．記録される項目」と同上
提供する情報の対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ １) 1万人未満 ２) 1万人以上10万人未満 ３) 10万人以上100万人未満 ４) 100万人以上1,000万人未満 ５) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲		「２．対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法		[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
時期・頻度		個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。

移転先1	
法令上の根拠	
移転先における用途	
移転する情報	
移転する情報の対象となる 本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
移転する情報の対象となる 本人の範囲	
移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（)
時期・頻度	
6 . 特定個人情報の保管・消去	
保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID / パスワードによる認証が必要となる。
7 . 備考	

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(4) 団体内統合宛名関係ファイル

2. 基本情報

ファイルの種類	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	・住民及び庁内で管理する住登外者(住民記録システム以外のシステムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者)のうち、個人番号を有する者 ・ただし、住民基本台帳事務で対象とするのは、住民記録関係ファイルの「対象となる本人の範囲」に限る。
その必要性	・「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー」が、団体内統合宛名番号をキーとして情報連携用個人識別符号や住民票関係情報を含む特定個人情報の管理を行っている。そのため、情報提供ネットワークシステムへ特定個人情報の提供の求めや特定個人情報の提供を行う場合には、個人番号に対応した団体内統合宛名番号を用いることになるため、個人番号に紐づけて団体内統合宛名関係情報を管理をする必要がある。
記録される項目	[10項目以上50項目未満] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	・識別情報 [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	・個人番号、個人番号対応符号(団体内統合宛名番号)、その他識別番号(内部番号)(住民及び住登外者宛名番号)については、団体内統合宛名番号の正確な紐づけと、各番号に関する相互変換のために必要な情報である。 ・また、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)については、自治体中間サーバー接続端末にこれらの情報を表示するため、自治体中間サーバーからの団体内統合宛名情報取得電文に応答する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
保有開始日	番号法附則第2条による準備行為の開始日(平成26年5月)
事務担当部署	生活環境部市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
入手元		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () こども課、健康福祉総務課、障害福祉課、課税課、住宅政策課、保険課、危機管理課、子育て応援室、高齢介護課、税制収納課、生活福祉課 ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 () 庁内データ連携機能(パッケージ内におけるデータ連携を含む)で各業務システムから連携した住民及び住登外者の特定個人情報をもとに団体内統合宛名番号と紐づけを行う。
使用目的		・情報提供ネットワークシステムへ特定個人情報の提供の求めや特定個人情報の提供を行う場合に、個人番号に対応した団体内統合宛名番号を用いるため、個人番号に紐づけて(団体内統合宛名番号を含む)団体内統合宛名関係情報の管理を行う。
使用の主体	使用部署	市民課
	使用者数	[50人以上100人未満] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		・自治体中間サーバーに住民票関係情報の副本を登録する際に、住民記録システムから受信した住民宛名番号を団体内統合宛名番号に変換して自治体中間サーバーに送信する。 ・自治体中間サーバーから団体内統合宛名情報取得電文を受信したら、当該団体内統合宛名番号に該当する基本4情報を同サーバーに送信する。
	情報の突合	・団体内統合宛名関係情報を更新する際に、住民記録システム等から受信した団体内統合宛名関係に関する更新データと団体内統合宛名関係情報を、個人番号をもとに突合し、と団体内統合宛名関係情報の追加又は修正の更新判断を行う。
使用開始日		平成27年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件
委託事項1		団体内統合宛名システムの保守・運用
委託内容		団体内統合宛名システムアプリケーションに関する保守・運用作業、同システム稼働環境に関する保守・運用作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等の運用支援作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先名		株式会社 サンネット
再委託	再委託の有無	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている （ ）件 [] 移転を行っている （ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
法令上の根拠	
提供先における用途	
提供する情報	
提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	
提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
法令上の根拠	
移転先における用途	
移転する情報	
移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1人 ☐ 2人 ☐ 3人 ☐ 4人 ☐ 5人以上
移転する情報の対象となる本人の範囲	
移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()
時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID / パスワードによる認証が必要となる。
7. 備考	
・住民基本台帳事務として、他執行機関への団体内統合宛名情報の提供や、他部署(業務)への移転は行っていない。	

リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住記システムに限定されるため、既存住記システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 (2) 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	(1) 宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 (2) 事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	(1) 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 (2) 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 (1) スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない (2) 離席時には、他者により操作が行われることがないように、業務アプリケーションを終了させている (3) 統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く (4) 本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる (5) 大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

「○」委託しない

委託契約書中の特定個人情報
ファイルの取扱いに関する
規定

[] <選択肢>
1) 定めている 2) 定めていない

＜選択肢＞

1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

[] <選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である
3) 課題が残されている

「 」提供・移転しない

[	定めている	]	<選択肢>	
			1) 定めている	2) 定めていない

番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき、事務に必要な範囲内の情報に限り、提供及び移転を行う。

「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。

媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。

[十分である]

<選択肢>

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

(1) 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク
相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

(2) 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置
システム上、照会から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。
また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

(3) 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置
相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1：目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分にっていない	2) 十分に行っている
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	端末のディスプレイを、来庁者等に画面を見られることがないように設置している。 入力、削除及び訂正を行った者以外の者が、入力、削除及び訂正した内容を確認している。 離席時は、業務アプリケーションを終了させ、ログオフしている。 帳票の出力装置を、来庁者等に出た帳票を見られないように設置し、帳票を出力した際は、出力装置上に放置せず、速やかに回収している。 帳票の出力装置を適時確認し、帳票が放置されている場合は、出力した職員を特定して注意し、長時間放置されたものは廃棄している。 <事故発生時手順の策定> 本市「住基ネット管理運用手引書」中、緊急時対応の項において「緊急時対応計画書」を掲載し、次の事項について明記している。 (1)「障害時対応手順」 障害特定、原因の究明、影響度判定、セキュリティ会議開催、保守実施、運用再開、再発防止策検討 (2)「不正行為時対応手順」 状況把握、緊急措置例、脅威度判定、セキュリティ会議開催、原因究明、緊急措置見直し、恒久対策実施 (3)緊急時対応経過の記録、決裁区分、緊急連絡網		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 帳票は、施錠可能な書庫等に保管し、権限のない者がアクセスできないようにする。 帳票は、内容を読み出せないよう焼却、裁断、溶解等により廃棄する。			

8. 監査	
実施の有無	☐ ☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識を習得させる。 住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる。
10. その他のリスク対策	

リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(1)対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出/申請等の窓口において届出/申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 (2)必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	(1)宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 (2)事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		
その他の措置の内容	(1)従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 (2)特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。
- (1)スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
 - (2)離席時には、他者により操作が行われないように、業務アプリケーションを終了させている
 - (3)統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く
 - (4)本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる
 - (5)大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分な	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき、事務に必要な範囲内の情報に限り、提供及び移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
(1)不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 (2)誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 (3)誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	<事故発生時手順の策定> 本市「住基ネット管理運用手引書」中、緊急時対応の項において「緊急時対応計画書」を掲載し、次の事項について明記している。 (1)「障害時対応手順」 障害特定、原因の究明、影響度判定、セキュリティ会議開催、保守実施、運用再開、再発防止策検討 (2)「不正行為時対応手順」 状況把握、緊急措置例、脅威度判定、セキュリティ会議開催、原因究明、緊急措置見直し、恒久対策実施 (3) 緊急時対応経過の記録、決裁区分、緊急連絡網		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
(1) 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成 / 連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 (2) 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。			

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識を習得させる。 住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる。
10. その他のリスク対策	

リスク対策 (7. を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(4) 団体内統合宛名関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合に、団体内統合宛名番号の付番が必要となる業務システムから、当該住民又は住登外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報(個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本4情報)に関するデータを受信し、団体内統合宛名番号を付番し団体内統合宛名関係ファイルを記録するため、経常的な運用において、目的外の対象者の入手は発生しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで、臨時的な運用においても、不適切な方法で入手が行えない対策を施している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務からは、団体内統合宛名関係ファイルにアクセスできないように、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・(OSとは異なる)二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を認可(制限)することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行う。
その他の措置の内容	・システムのユーザIDやアクセス権限の変更については、作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく登録・削除されているかを確認する。 ・システムのユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的(四半期に1度)に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する管理を徹底している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・団体内統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡(アクセスログ)を記録し、操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかを追跡可能にしている。
- ・監査証跡については週に1度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。

(移行作業時に関する措置)

特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。

- ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないよう系統的に制御する。
- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。
- ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。
- ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。
- ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。
- ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。
- ・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施する。
- ・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。
- ・利用しなくなった環境に関して、特定個人情報等が記録された機器を廃棄する場合は、専用のデータ削除ソフトウェアの利用により、データを復元できないよう電子的に完全に消去する。
- ・利用しなくなった環境や移行作業で使用した、特定個人情報等が記録された電子記録媒体等を廃棄する場合、物理的な破壊等によりデータを復元できないよう完全に消去する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	廿日市市個人情報取扱委託基準に基づき、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を遵守する旨を記載するものとする。 別記の内容は以下のとおり (1) 基本的事項 (2) 秘密の保持 (3) 収集の制限 (4) 目的外利用・提供の禁止 (5) 適正管理 (6) 従事者への周知及び監督 (7) 複写・複製の禁止 (8) 資料等の返還等 (9) 取扱状況の報告及び調査 (10) 事故発生時における報告等 (11) 損害賠償	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[-]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・経常的な特定個人情報の提供・移転は、番号法および番号法施行条例の規定により認められる範囲において、必要な情報のみを提供・移転することとしている。 ・臨時的な特定個人情報の提供・移転の際は、提供・移転先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供・移転することとしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・経常的な特定個人情報の提供・移転は、アプリケーションの内部処理からデータベースに接続し個人番号を参照する際に、アクセス制御(許可されたユーザIDのみ)が必ず反映される仕組みため、他部署への不正な移転や、他執行機関への不正な提供は発生しない。 ・経常的な特定個人情報の提供・移転は、庁内データ連携機能によるデータ連携のみであり、連携ログ、アクセスログを記録している。 ・また、提供・移転先における端末では、権限を持った職員の許可がなければ特定個人情報の閲覧や抽出ができないようにしている。		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名機能は、「各業務システムから、情報照会依頼を受信し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、自治体中間サーバーに対し、情報照会依頼を送信する」ことや、「自治体中間サーバーから、情報照会結果を受信し、団体内統合宛名番号に対応する宛名番号に変換し、各業務システムに対し、情報照会結果を送信する」ことを行うだけなので、経常業務において、目的外の入手が行われることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・団体内統合宛名機能は、「各業務システムから、宛名番号及び副本情報を受信し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、自治体中間サーバーに対し、団体内統合宛名番号及び副本情報を送信する」ことを行うだけなので、経常業務において、不正な提供が行われることはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
< 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。		
< 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
その他の措置の内容	端末のディスプレイを、来庁者等に画面を見られないよう設置している。 入力、削除及び訂正を行った者以外の者が、入力、削除及び訂正した内容を確認している。 離席時は、業務アプリケーションを終了させ、ログオフしている。 帳票の出力装置を、来庁者等に出力帳票を見られないように設置し、帳票を出力した際は、出力装置上に放置せず、速やかに回収している。 帳票の出力装置を適時確認し、帳票が放置されている場合は、出力した職員を特定して注意し、長時間放置されたものは廃棄している。 < 事故発生時手順の策定 > 本市「住基ネット管理運用手引書」中、緊急時対応の項において「緊急時対応計画書」を掲載し、次の事項について明記している。 (1)「障害時対応手順」 障害特定、原因の究明、影響度判定、セキュリティ会議開催、保守実施、運用再開、再発防止策検討 (2)「不正行為時対応手順」 状況把握、緊急措置例、脅威度判定、セキュリティ会議開催、原因究明、緊急措置見直し、恒久対策実施 (3)緊急時対応経過の記録、決裁区分、緊急連絡網	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 帳票は、施錠可能な書庫等に保管し、権限のない者がアクセスできないようにする。 帳票は、内容を読み出せないよう焼却、裁断、溶解等により廃棄する。		
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識を習得させる。 住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる。。	
10. その他のリスク対策		
-		

(別添7) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 所属長の役職名	市民課長 二階堂 朋子	市民課長	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和1年11月5日	基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 システムの機能	(4)本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	(4)本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和1年11月5日	基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	事後	法改正に伴う変更
令和1年11月5日	特定個人情報ファイル (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (2)本人確認情報ファイル	(2)本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	(2)本人確認情報ファイル 1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ	事前	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため
令和1年11月5日	特定個人情報ファイル (別添1)特定個人情報ファイル記録項目 (2)送付先情報ファイル	(3)送付先情報ファイル 1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン	(3)送付先情報ファイル 1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字 外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字氏名、67. ローマ字 旧氏	事前	住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年4月17日政令第152号)が公布されたため
令和2年5月20日	特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(56)件	[○]提供を行っている(59)件	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和2年5月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ¹⁵ .特定個人情報の提供・移転	追加	提供先35 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の74の項 提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 提供を求められたら都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ¹⁵ .特定個人情報の提供・移転	追加	提供先39 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の85の2の項 提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 提供を求められたら都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ¹⁵ .特定個人情報の提供・移転	追加	提供先45 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の97の項 提供先における用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 [○]情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 提供を求められたら都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険料の徴収に関する事務、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険料の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務、公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険料の徴収に関する事務、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険料の徴収に関する事務、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和2年5月20日	リスク対策 8. 監査 実施の有無	[]外部監査	[○]外部監査	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和2年5月20日	評価実施手続 1. 基礎項目評価 実施日	平成29年7月1日	令和2年5月20日	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	基本情報 1- 事務の内容中、なお以下	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号、個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条第2項ハ、第2条第3項ロ、第2条第6項ハ、第2条第7項ロ、第2条第12項ハ、第3条第1項ロ、第3条第7項ハ、第3条第8項ロ、第4条第2項ハ、第6条第2項、第6条第6項ロ、第6条第7項、第7条第1項ロ、第7条第2項ロ、第8条第1項ハ、第8条第2項ハ、第8条第3項、第8条第4項、第8条第5項、第10条第1項ロ、第10条第2項、第10条第3項、第12条第1項ヌ、第12条第2項ハ、第12条第3項ヌ、第13条第1項ロ、第13条第2項ロ、第14条、第15条、第16条、第20条第8項ロ、第22条第1項二、第23条第2項、第24条、第25条第8項ロ、第25条第9項、第25条第10項、第26条第11項、第27条、第28条第1項ホ、第31条第1項ホ、第31条第2項二、第31条第5項ホ、第32条第1項ロ、第32条第2項ロ、第33条第4項、第37条第1項ロ、第37条第2項、	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ、第2条第10号ハ、第2条第11号ハ、第2条第17号ハ、第2条第18号、第3条第6号ロ、第3条第11号ハ、第3条第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号、第6条第7号ロ、第6条第8号ロ、第6条第16号、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第5号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第2号二、第14条第1号ハ、第14条第2号ハ、第14条第3号二、第16条第2号、第20条第9号ロ、第22条第1号二、第22条の3第4号ロ、第22条の3第5号ロ、第22条の3第6号、第22条の4第1項第1号、第22条の4第1項第2号二、第22条の4第2項第1号、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号、第22条の4第3項第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ、第24条の2第8号ハ、第24条の2第10号、第24条の3第2号、第25条第8号二、第25条第9号、第25条第10号、第26条の3第1号ロ、第26条の3第3号ロ、第27条第1号イ、第27条第2号イ、第27条第3号二、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第31条第2号二、第31条第5号ホ、第32条第6号ホ、第31条の2第5号ロ、第31条の2第9号ハ、第31条の2第10号ハ、第31条の2第11号、第31条の3第2号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	第38条第1項ロ、第39条第3項、第41条、第43条第1項ロ、第45条、第47条第2項ハ、第47条第3項ハ、第47条第4項ハ、第47条第5項ハ、第47条第6項ハ、第47条第7項ハ、第47条第10項ハ、第47条第11項ハ、第48条、第50条第1項、第50条第2項ロ、第50条第3項ロ、第50条第4項ロ、第50条第5項ロ、第51条第2項、第51条第3項、第51条第4項ロ、第51条第5項、第51条第6項、第51条第8項、第51条第9項、第51条第10項、第51条第11項、第51条第12項、第53条第2項二、第51条第3項二、第53条第4項イ、第55条第2項ハ、第55条第3項二、第55条第4項二、第56条、第57条、第58条第1項ロ、第58条第2項ロ、第59条第2項	第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ、第40条第2号、第41条第1号、第41条第2号、第43条第1項ロ、第43条第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号二、第47条第3号二、第47条第4号二、第47条第5号二、第47条第6号二、第47条第7号二、第47条第8号二、第47条第9号二、第47条第10号二、第47条第11号二、第47条第12号二、第47条第13号二、第47条第14号二、第47条第15号二、第47条第16号二、第47条第16号二、第47条第17号ハ、第47条第18号二、第47条第19号二、第47条第22号二、第47条第23号二、第48条、第49条第1号ロ、第49条第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ワ、第53条第2号ハ、第53条第3号ホ、第53条第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ、第55条第6号ロ、第55条第10号ロ、第55条第11号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ロ、第58条第2号ロ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和3年6月20日	特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 委託先	株式会社パソナ パソナ広島	株式会社エイジック 行政総合事業部	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先36 提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先50 提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先51へ追加(以下提供先番号を繰り下げる)	都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の108の項 提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 【10万人以上100万人未満】 提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の107の項 提供先における用途 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 【10万人以上100万人未満】 提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先52	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の111の項 提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 【10万人以上100万人未満】 提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の108の項 提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 【10万人以上100万人未満】 提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先53	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の112の項 提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 【10万人以上100万人未満】 提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の111の項 提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 【10万人以上100万人未満】 提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先54	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の113の項 提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 【10万人以上100万人未満】 提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の112の項 提供先における用途 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 【10万人以上100万人未満】 提供する情報の対象となる本人の範囲 「2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先55	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の114の項 提供先における用途 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の113の項 提供先における用途 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先56	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の116の項 提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の114の項 提供先における用途 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先57	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の117の項 提供先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の116の項 提供先における用途 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワークシステム 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先58	都道府県知事 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の120の項 提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワーク 時期・頻度 開示請求があった都度	厚生労働大臣 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の117の項 提供先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワーク 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先59	住基法上の住民 法令上の根拠 住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 提供先における用途 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 提供する情報 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 1.特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様 提供方法 【○】紙 時期・頻度 開示請求があった都度	都道府県知事 法令上の根拠 番号法第19条第7号別表第2の120の項 提供先における用途 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供する情報 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 2. 対象となる本人の範囲」と同上。 提供方法 【○】情報提供ネットワーク 時期・頻度 提供を求められたら都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)

令和3年6月20日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報の提供・移転 提供先60	追加	住基法上の住民 法令上の根拠 住基法第30条の32(自己の本人確認情報の開示) 提供先における用途 開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。 提供する情報 住民票コード、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、異動事由、異動年月日 提供する情報の対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 提供する情報の対象となる本人の範囲 特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様 提供方法 【○】紙 時期・頻度 開示請求があった都度	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 2基本情報 対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号を付番し、対象者全員に送付する必要がある。 また、合わせて、交付申請書を番号通知送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 2基本情報 その記録される項目 その妥当性(2)	その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	その他(番号通知及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 3特定個人情報の入手・使用 使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 3特定個人情報の入手・使用 使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 5特定個人情報の提供・移転 法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年6月20日	特定個人情報ファイルの概要(3)送付先情報ファイル 5特定個人情報の提供・移転 提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	重要な変更にあたらない (必要箇所の修正等)
令和3年9月1日	基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(1)番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	(1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5特定個人情報の提供・移転 提供先1 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の1の項	番号法第19条第8号別表第2の1の項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5特定個人情報の提供・移転 提供先2 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の2の項	番号法第19条第8号別表第2の2の項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル 5特定個人情報の提供・移転 提供先3 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の3の項	番号法第19条第8号別表第2の3の項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

[illegible]

[illegible]

[illegible]

令和3年9月1日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ¹ 5. 特定個人情報の提供・移転(提供先55) 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の113の項	番号法第19条第8号別表第2の113の項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ¹ 5. 特定個人情報の提供・移転(提供先56) 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の114の項	番号法第19条第8号別表第2の114の項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ¹ 5. 特定個人情報の提供・移転(提供先57) 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の116の項	番号法第19条第8号別表第2の116の項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ¹ 5. 特定個人情報の提供・移転(提供先58) 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の117の項	番号法第19条第8号別表第2の117の項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和3年9月1日	(添付資料) 特定個人情報ファイルの概要(1)住民基本台帳ファイル ¹ 5. 特定個人情報の提供・移転(提供先59) 法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の120の項	番号法第19条第8号別表第2の120の項	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年4月1日	ー6ー 部署	自治振興部市民課	生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(1)住民基本台帳ファイル-2 基本情報 - 事務担当部署	自治振興部市民課	生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(1)住民基本台帳ファイル-3 ー 使用の主体-使用部署	自治振興部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所、阿品台窓口連絡所、玖島窓口連絡所、友和窓口連絡所、浅原窓口連絡所、大野西窓口連絡所、深江窓口連絡所	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所、阿品台窓口連絡所、玖島窓口連絡所、友和窓口連絡所、浅原窓口連絡所、大野西窓口連絡所、深江窓口連絡所	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(2)本人確認情報ファイル-2 ー 事務担当部署	自治振興部市民課	生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(2)本人確認情報ファイル-3 ー 使用の主体-使用部署	自治振興部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(3)送付先情報ファイル-2 ー 事務担当部署	自治振興部市民課	生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(3)送付先情報ファイル-3 ー 使用の主体-使用部署	自治振興部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	ー1ー 請求先	廿日市市自治振興部市民課	廿日市市生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	ー2ー 連絡先	廿日市市自治振興部市民課	廿日市市生活環境部市民課	事前	組織改編のため

(別添7) 変更箇所(続き)

	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	- 1(1)住民基本台帳ファイル-3- 使用の主体-使用部署	自治振興部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所、阿品台窓口連絡所、玖島窓口連絡所、友和窓口連絡所、浅原窓口連絡所、大野西窓口連絡所、深江窓口連絡所	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所、阿品台窓口連絡所、玖島窓口連絡所、友和窓口連絡所、浅原窓口連絡所、大野西窓口連絡所、深江窓口連絡所	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(2)本人確認情報ファイル-2- 事務担当部署	自治振興部市民課	生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(2)本人確認情報ファイル-3- 使用の主体-使用部署	自治振興部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(3)送付先情報ファイル-2- 事務担当部署	自治振興部市民課	生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1(3)送付先情報ファイル-3- 使用の主体-使用部署	自治振興部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1- 請求先	廿日市市自治振興部市民課	廿日市市生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 2- 連絡先	廿日市市自治振興部市民課	廿日市市生活環境部市民課	事前	組織改編のため
令和4年4月1日	- 1- 事務の内容	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)(以下「個人番号、個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、(9)の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(令和3年総務省令第83号)(以下「個人番号、個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構にカードに関する事務を行わせることが認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	法令等改正のため
令和4年4月1日	- 5- 法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	(1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法令等改正のため

令和4年4月1日	ー 5 ー 法令上の根拠	(2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ、第2条第10号ハ、第2条第11号ハ、第2条第17号ハ、第2条第18号、第3条第6号ロ、第3条第11号ハ、第3条第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号、第6条第7号ロ、第6条第8号ロ、第6条第16号、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第5号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第2号二、第14条第1号ハ、第14条第3号二、第16条第2号、第20条第9号ロ、第22条第1号二、第22条の3第4号ロ、第22条の3第5号ロ、第22条の3第6号、第22条の4第1項第1号、第22条の4第1項第2号二、第22条の4第2項第1号、第22条の4第2項第2号ホ、第22条の4第3項第1号、第22条の4第3項第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ、第24条の2第8号ハ、第24条の2第10号、第24条の3第2号、第25条第8号二、第25条第9号、第25条第10号、第26条の3第1号ロ、第26条の3第3号ロ、第27条第1号イ、第27条第2号イ、第27条第3号二、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第31条第2号二、第31条第5号ホ、	第1条第2号ハ、第2条第5号ロ、第2条第10号ハ、第2条第11号ハ、第2条第17号ハ、第2条第18号、第3条第6号ロ、第3条第11号ハ、第3条第12号ハ、第3条第18号、第4条第2号ハ、第6条第3号、第6条第7号ロ、第6条第8号ロ、第6条第16号、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第5号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第2号二、第14条第1号ハ、第14条第3号二、第16条第2号、第20条第9号ロ、第22条第1号二、第22条の3第1号ロ、第22条の3第2号、第22条の3第7号ロ、第22条の4第1項第1号、第22条の4第1項第2号二、第22条の4第2項第1号、第22条の4第2項第2号、第22条の4第3項第1号、第22条の4第3項第2号、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第1号、第24条の2第5号ロ、第24条の2第9号ハ、第24条の2第10号ハ、第24条の3第2号、第25条第8号二、第25条第9号、第25条第10号、第26条の3第1号ロ、第26条の3第3号ロ、第27条第1号イ、第27条第2号イ、第27条第3号二、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ、第31条第2号二、第31条第5号ホ、第31条の2第1号、第31条の2第6号ロ、第31条の2第9号ハ、第31条の2第10号ハ、第31条の2第11号、第31条の3第2号、	事後	法令等改正のため
令和4年4月1日	ー 5 ー 法令上の根拠	第32条第6号ホ、第31条の2第5号ロ、第31条の2第9号ハ、第31条の2第10号ハ、第31条の2第11号、第31条の3第2号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ、第37条第2号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ、第40条第2号、第41条第1号、第41条第2号、第43条第1項ロ、第43条第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号二、第47条第3号二、第47条第4号二、第47条第5号二、第47条第6号二、第47条第7号二、第47条第8号二、第47条第9号二、第47条第10号二、第47条第11号二、第47条第12号二、第47条第13号二、第47条第14号二、第47条第15号二、第47条第16号二、第47条第17号二、第47条第18号二、第47条第19号ハ、第47条第20号二、第47条第21号二、第47条第24号二、第48条、第49条第1号ロ、第49条第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ワ、第53条第2号ヘ、第53条第3号ホ、第53条第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ、第55条第6号ロ、第55条第10号ロ、第55条第11号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ロ、第58条第2号ロ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ	第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ、第37条第2号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ、第40条第2号、第40条第3号、第41条第1号、第41条第2号、第43条第1号ロ、第43条第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第43条の4第2号、第44条の3第2号、第45条第2号、第47条第2号二、第47条第3号二、第47条第4号二、第47条第5号二、第47条第6号二、第47条第7号二、第47条第8号二、第47条第9号二、第47条第10号二、第47条第11号二、第47条第12号二、第47条第13号二、第47条第14号二、第47条第15号二、第47条第16号二、第47条第17号二、第47条第18号二、第47条第19号ハ、第47条第20号二、第47条第21号二、第47条第24号二、第48条、第49条第1号ロ、第49条第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ワ、第53条第2号ヘ、第53条第3号ホ、第53条第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ、第55条第6号ロ、第55条第7号ロ、第55条第9号ロ、第55条第10号ロ、第55条第11号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ハ、第58条第2号ハ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ、第59条の2の2第2号、第59条の2の2第3号、第59条の2の2第4号第59条の2の2第5号、第59条の2の2第6号ハ、第59条の2の2第7号、第59条の2の2第8号、第59条の2の2第9号、第59条の2の2第10号、第59条の2の2第11号、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ、第59条の3第2号ホ、第59条の3第4号	事後	法令等改正のため
令和4年4月1日	ー 5 ー 提供先 1 2	厚生労働大臣 番号法第19条第8号別表第2の21の項 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの 10万人以上100万人未満 2. 対象となる本人の範囲と同上。 【○】情報票況ネットワークシステム 提供を求められたら都度	削除	事後	法令等改正のため
令和6年7月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	廿日市市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	廿日市市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	- 1 - 事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知	市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を国・都道府県と共同して構築している。 市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票を削除した又は住民票を改製した際に削除した住民票又は改製前の住民票の	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 2 - システム1- システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住記システム」という。)	住民記録システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 2 - システム1- システムの機能	(1)住民票の記載 転入、出生、帰化、国籍取得、国籍喪失、在留資格取得等により住民基本台帳に新たに住民を記録(住民票を作成)する。 (2)住民票の修正 住民票に記載されている事項に変更があったときに、記載を修正する。 (3)住民票の削除 転出、死亡、帰化、国籍取得、国籍喪失等により住民基本台帳から住民に関する記録を削除(住民票を除票)する。 (4)住民票の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記録(住民票)を照会する。 (5)証明書・通知書の発行 住民票、住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する。 (6)住民基本台帳ネットワークシステムとの連携 住民票の記載等に応じた住民基本台帳ネットワークシステムとの連携を行う。 (7)法務省情報連携端末との連携 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う。 (8)都道府県報告資料(統計関係)や閲覧資料の作成 異動集計表や、人口統計用の集計表、閲覧台帳を作成する。 (9)戸籍情報システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する (10)住民票関係情報の提供 情報提供ネットワークシステムを通じ法令に基づく住民票関係情報の提供を行う。 (11)個人番号カード及び住民基本台帳カード	1)日本人住民データについて以下の管理を行う。 ・住民票記載事項に当たる項目 ・住民票の除票固有の記載事項に当たる項目 ・住民票のその他の項目 ・住民票の除票固有のその他の項目 (2)外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民)データについて以下の管理を行う。 ・住民票記載事項に当たる項目 ・住民票の除票固有の記載事項に当たる項目 ・住民票のその他の項目 ・住民票の除票固有のその他の項目 (3)住民票を個人を単位として調製する。 ・世帯全員分の住民票の写し等の交付の際には、世帯連記式(データベース上は個人単位で管理し、帳票としての出力時に世帯単位でデータを作成する方式)によっても出力する。 (4)住民票(原票)を、任意のタイミングで手動改製する。 (5)住民票(原票)を削除又は改製したときは除票として以下の管理を行う。 ・住民票の除票固有の記載事項 ・住民票の除票のその他の項目 (6)請求に基づき、旧氏の記載、変更及び削除を行う。 (7)申出に基づき、通称の記載及び削除を行う。 (8)宛名番号及び世帯番号の自動付番を行う。 (9)個人を単位とし、記載事項を限定しないメモ情報を管理する。 (10)支援措置対象者について以下の管理を行う。 ・申出者に限る項目	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 2 - システム2- システムの機能	(3)個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 (7)送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	(3)個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)。 (7)送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	- 2 - システム4- システムの機能	団体内統合宛名管理 (1) 団体内統合宛名番号管理 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存業務システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 (2) 宛名情報管理 氏名・住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 (3) 中間サーバー連携 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。	(1) 団体内統合宛名番号の付番・管理を行う。 ・住民記録システムから、住民又は住登外者に係る個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本4情報と付番要求を受信し、団体内統合宛名番号を付番する。 ・住民又は住登外者に係る、個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本4情報と団体内統合宛名番号を管理する。 (2) 中間サーバー連携を行う。 ・住民記録システムから宛名番号及び副本情報等を受信し、宛名番号に対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号及び副本情報等を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーから提供要求があったら、団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本4情報を中間サーバーに提供する。 (3) その他、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」2.4. 団体内統合宛名機能に記載された「実装必須機能」を最低限、備える。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 2 - システム5- システムの機能	(1) 証明書発行(コンビニ交付)機能 個人番号カードを使用して、コンビニエンスストアの多機能コピー機から住民票等各種証明書を発行する機能 (2) 既存システムとの連携機能 既存住基システムと連携し、住民移動情報、シリアル番号をリアルタイムで取得する。	住民記録システムが、機構が提供する標準インタフェース仕様に沿った連携用データを出し、連携用データを連携APサーバ経由で自治体基盤クラウドシステム(BCL)へ送信し、BCL中間DBに連携用データを格納する。 BCL中間DBは、連携用データから証明発行に必要な証明書情報を抽出し、コンビニ交付サービス用のコンビニ証明発行機能に配信する。 コンビニエンスストアでの住民からの証明書交付の要求を、証明書交付センター経由でコンビニ証明発行機能が受取り、証明書PDFを作成し、証明書交付センター経由でコンビニエンスストア等のキオスク端末に送信する。 (用語の説明) ・連携APサーバ: 市町村の庁舎内等に設置され、市町村が運用する住民情報システムから、データを取得し、BCLに連携するシステム。 ・中間DB: BCLにおいて、市町村から連携された住民情報システムのデータを保管するためのデータベースシステム。 ・証明発行APサーバ: コンビニ交付に必要な証明発行サーバ機能(証明書データの要求を証明書交付センター経由で受取り、証明書PDFの作成・返信等を行う機能)を備えたシステム。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 2 - システム6 (EUCシステム) - システム名称	追加	EUCシステム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 2 - システム6 (EUCシステム) - システムの機能	追加	非定型業務や市区町村ごとの独自業務及び各都道府県で実施する独自の統計調査等に対して、住民記録システム等のデータ(基本データリスト形式)を抽出、分析、加工、出力する。 その他、「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」2.5. EUC 機能」に記載された「実装必須機能」を最低限、備える。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 2 - システム6 (EUCシステム) - 他システムとの接続	追加	[○]宛名システム等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 3 特定個人情報ファイル名	(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	(1) 住民記録関係ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル (4) 団体内統合宛名関係ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	- 4 - 個人番号の利用	1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) (2) 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) (2) 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13、第30条の14(住基ネットの条例利用)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 5 - 法令上の根拠	(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ、第2条第10号ハ、第2条第11号ハ、第2条第17号ハ、第2条第18号、第3条第6号ロ、第3条第11号ハ、第3条第12号ハ、第3条第18号、第4条第2号ハ、第6条第3号、第6条第7号ロ、第6条第8号ロ、第6条第16号、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第5号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第2号二、第14条第1号ハ、第14条第2号ハ、第14条第2号二、第14条第2号二、第14条第2号二	(1) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条第2号二、第2条第8号ハ、第2条第14号二、第2条第15号二、第2条第21号二、第2条第22号ロ、第3条第9号ハ、第3条第15号二、第3条第16号二、第3条第22号ロ、第4条第2号二、第6条第6号ロ、第6条第11号ハ、第6条第12号ハ、第6条第20号、第6条第21号ロ、第7条第1号ロ、第7条第2号ハ、第7条第3号ハ、第7条第4号ロ、第7条第5号ロ、第8条第1号ホ、第8条第2号ホ、第8条第4号、第10条第1号ハ、第10条第3号ハ、第10条第4号ハ、第10条第6号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ロ、第12条第3号ロ、第12条第4号ハ、第12条第6号ロ、第12条第8号ハ、第13条第1号ロ、第13条第3号二、第14条第1号ハ、第14条第2号ハ、第14条第2号二、第14条第2号二、第14条第2号二	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	- 1 特定個人情報ファイル名	(1) 住民基本台帳ファイル	(1) 住民記録関係ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 2 - 対象となる本人の範囲(その必要性)	番号整備法第16条(住民基本台帳法第7条の2号)により、個人番号は住民票の記載事項である。	住民に関する市区町村事務の処理の基礎として利用する	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 2 - 主な記録項目 その他	更新年月日、操作者の職員ID	更新年月日、操作者の職員ID、支援措置対象者情報	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 3 - 使用部署	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所、阿品台窓口連絡所、玖島窓口連絡所、友和窓口連絡所、浅原窓口連絡所、大野西窓口連絡所、深江窓口連絡所	生活環境部市民課、佐伯支所、吉和支所、大野支所、宮島支所	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 5 - 提供先 6 - 提供先における用途	児童福祉法による養育若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 5 - 提供先 13 - 提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 5 - 提供先 15 - 時期・頻度	追加	提供を求められたら都度	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 5 - 提供先 56 - 提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設利用等給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 5 - 移転先 1 - 提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 5 - 移転先 3 - 提供先における用途	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 5 - 移転先 6 - 提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第125条第1項の高齢者保健事業若しくは同法第5項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 6 - 保管場所	< 廿日市市における措置 > 住民票を磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバ内にデータとして保管している。 庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(authentication)、認可(authorization)、監査(audit)を行っている。 不正アクセスに関しては、ファイアウォール等による侵入阻止及び侵入検知対策を講じている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	< ガバメントクラウドにおける措置 > サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(1)住民基本台帳ファイル 1. 宛名番号、2. 世帯番号、3. 個人番号、4. 住民票コード、5. カナ氏名、6. 氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 現住所情報、10. 方書、11. 住民となった年月日、12. 住民となった事由、13. 住民となった届出年月日、14. 住民でなくなった年月日、15. 住民でなくなった事由、16. 住民でなくなった届出年月日、17. 住所を定めた年月日、18. 住所を定めた事由、19. 住所を定めた届出年月日、20. 外国人住民となった年月日、21. 外国人住民となった事由、22. 外国人住民となった届出年月日、23. 世帯番号、24. 続柄、25. 世帯主名、26. 本籍地情報、27. 筆頭者、28. 前住所情報、29. 転出予定地情報、30. 転出確定地情報、31. 外国人情報、32. 外国人情報 カナアルファベット氏名、33. 外国人情報 カナ漢字氏名、34. 外国人情報 アルファベット氏名、35. 外国人情報 漢字氏名、36. 外国人情報 通称、37. 外国人情報 国籍・地域コード、38. 外国人情報 在留資格コード、39. 外国人情報 在留期間等年、40. 外国人情報 在留期間等月、41. 外国人情報 在留期間等日、42. 外国人情報 在留期間等の満了の日、43. 外国人情報 特別永住者証明書交付年月日、44. 個別事項情報 45. 個別事項情報 選挙人名簿資格、46. 個別事項情報 国民健康保険資格情報、47. 個別事項情報 後期高齢者医療資格情報、48. 個別事項情報 介護保険資格情報、49. 個別事項情報 国民年金資格情報、50. 個別事項情報 児童手当受給資格情報、51. 異動情報、52. 異動情報 異動事由、53. 異動情報 異動年月日、54. 異動情報 届出年月日、55. 更新年月日、56. 更新者ID、57. 情報提供用個人識別符号、58. 団体内姓・宛名・世帯主名、59. 情報提供用記録	< 住民記録関係ファイル(「地方公共団体基幹業務システム 基本データリスト(住民基本台帳)」と同様) > ○住民情報 1市区町村コード2宛名番号3個人履歴番号4個人履歴番号 枝番号5最新フラグ6改製番号7世帯番号8住民種別9住民状態10住民票コード11個人番号12異動年月日13異動年月日 不詳フラグ14異動年月日 不詳表記15異動届出年月日16届出番号17異動事由18異動区分19申出日20通知日21記載等の種別22氏名23氏名 日本人24氏名 外国人ローマ字25氏名 外国人漢字26氏名 フリガナ27氏名 日本人 フリガナ28氏名 フリガナ確認状況29氏名 氏名のカタカナ表記30請求日31旧氏32旧氏 フリガナ33旧氏 フリガナ確認状況34通称35通称 フリガナ36通称 フリガナ確認状況37氏名優先区分38性別39性別表記40生年月日 元号41生年月日42生年月日 不詳フラグ43生年月日 不詳表記44続柄コード45続柄表記46世帯主氏名47住所 市区町村コード48住所 町字コード49指定都市・行政区等コード50住所 都道府県51住所 市区町村名52住所 町字53住所 番地号表記54住所 番地枝番数値55住所 方書コード56住所 方書57住所 方書 フリガナ58住所 郵便番号59住民となった年月日60住民となった年月日 不詳フラグ61住民となった年月日 不詳表記62記載の異動年月日63記載の異動年月日 不詳フラグ64記載の異動年月日 不詳表記65記載の事由66転入前住所 市区町村コード67転入前住所 町字コード68転入前住所 都道府県69転入前住所 市区町村名70転入前住所 町字71転入前住所 番地号表記72転入前住所 方書73転入前住所 郵便番号74転入前住所 国名コード75転入前住所 国名76転入前住所 国外住所77転入前住所	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 1 - 特定個人情報ファイル名	(1) 住民基本台帳ファイル	(1) 住民記録関係ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 4. 特定個人情報ファイル 取扱いの委託	廿日市市個人情報取扱委託基準に基づき、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を遵守する旨を記載するものとする。 別記の内容は以下のとおり (1) 基本的事項 (2) 秘密の保持 (3) 収集の制限 (4) 目的外利用・提供の禁止 (5) 適正管理 (6) 従事者への周知及び監督 (7) 複写・複製の禁止 (8) 資料等の返還等 (9) 取扱状況の報告及び調査 (10) 事故発生時における報告等 (11) 損害賠償	廿日市市個人情報取扱委託基準に基づき、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を遵守する旨を記載するものとする。 別記の内容は以下のとおり (1) 基本的事項 (2) 秘密の保持 (3) 収集の制限 (4) 目的外利用・提供の禁止 (5) 適正管理 (6) 特定個人情報の適正管理に係る届出 (7) 個人情報の持ち出しの禁止 (8) 従事者への周知及び監督 (9) 複写・複製の禁止 (10) 業務の再委託 (11) 資料等の返還等 (12) 取扱状況の報告及び調査 (13) 事故発生時における報告等 (14) 損害賠償	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 7. 特定個人情報の保管・ 消去 - 特定個人情報の保管・ 消去におけるその他のリス ク及びそのリスクに対する 措置	< 既存住基システムにおける措置 > サーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。 サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 < 廿日市市における措置 > 帳票は、施錠可能な書庫等に保管し、権限のない者がアクセスできないようにする。 帳票は、内容を読み出せないよう焼却、裁断、溶解等により廃棄する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	< ガバメントクラウドにおける措置 > 物理的対策 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 技術的対策 < ガバメントクラウドにおける措置 > 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]」(令和4年10月 デジタル庁、以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じて	事前	
令和6年7月5日	(住民記録関係ファイル) - 10. その他リスク対策	< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	< ガバメントクラウドにおける措置 > ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	

令和6年7月5日	(本人確認情報ファイル) - 6. 特定個人情報の保管・ 消去 - 保管場所	住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	事前	事後で足りるものの任意 に事前に提出
令和6年7月5日	(送付先情報ファイル) - 2 - その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号を付番し、対象者全員に送付する必要がある。 また、合わせて、交付申請書を番号通知送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事前	事後で足りるものの任意 に事前に提出
令和6年7月5日	(送付先情報ファイル) - 2 - その妥当性	(1)個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 (2)その他(番号通知及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(1)個人番号、4情報、その他住民票関係情報 (2)個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 (3)その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事前	事後で足りるものの任意 に事前に提出
令和6年7月5日	(送付先情報ファイル) - 3 - 使用目的	個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事前	事後で足りるものの任意 に事前に提出
令和6年7月5日	(送付先情報ファイル) - 3 - 使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事前	事後で足りるものの任意 に事前に提出
令和6年7月5日	(送付先情報ファイル) - 5 - 提供先 1 法律上の根拠	個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事前	事後で足りるものの任意 に事前に提出
令和6年7月5日	(送付先情報ファイル) - 5 - 提供先 1 提供先における用途	市町村から個人番号、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事前	事後で足りるものの任意 に事前に提出
令和6年7月5日	(送付先情報ファイル) - 5 - 提供先 1 時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事前	事後で足りるものの任意 に事前に提出

令和6年7月5日	(本人確認情報ファイル) - 3 - その他措置の内容	(1)従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員に、事務外利用の禁止等について指導する。 (2)特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないようにする。	(1)従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 (2)特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	(送付先情報ファイル) - 3 - その他措置の内容	(1)従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員に、事務外利用の禁止等について指導する。 (2)特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないようにする。	(1)従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 (2)特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)1.特定個人情報ファイル名	追加	団体内統合宛名関係ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - ファイルの種類	追加	システム用ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 対象となる本人の数	追加	10万人以上100万人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 対象となる本人の範囲	追加	・住民及び庁内で管理する住登外者(住民記録システム以外のシステムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者)のうち、個人番号を有する者 ・ただし、住民基本台帳事務で対象とするのは、住民記録関係ファイルの「対象となる本人の範囲」に限る。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 対象となる本人の範囲 - その必要性	追加	・「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー」が、団体内統合宛名番号をキーとして情報連携用個人識別符号や住民票関係情報を含む特定個人情報の管理を行っている。そのため、情報提供ネットワークシステムへ特定個人情報の提供の求めや特定個人情報の提供を行う場合には、個人番号に対応した団体内統合宛名番号を用いることになるため、個人番号に紐づけて団体内統合宛名関係情報を管理をする必要がある。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 記録される項目	追加	10項目以上50項目未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 記録される項目 - 主な記録項目	追加	[○]個人番号 [○]個人番号対応符号 [○]その他識別情報(内部番号) [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 記録される項目 - その妥当性	追加	・個人番号、個人番号対応符号(団体内統合宛名番号)、その他識別番号(内部番号)(住民及び住登外者宛名番号)については、団体内統合宛名番号の正確な紐づけと、各番号に関する相互変換のために必要な情報である。 ・また、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)については、自治体中間サーバー接続端末にこれらの情報を表示するため、自治体中間サーバーからの団体内統合宛名情報取得電文に応答する必要がある。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 記録される項目 - 全ての記録項目	追加	別添1を参照。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 保有開始日	追加	番号法附則第2条による準備行為の開始日(平成26年5月)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)2.基本情報 - 事務担当部署	追加	生活環境部市民課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 - 入所元	追加	[○]本人又は本人の代理人 [○]評価実施機関内他部署(こども課、健康福祉総務課、障害福祉課、課税課、住宅政策課、保険課、危機管理課、子育て応援室、高齢介護課、税制収納課、生活福祉課)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 - 入手方法	追加	[○]その他(庁内データ連携機能(パッケージ)におけるデータ連携を含む)で各業務システムから連携した住民及び住登外者の特定個人情報をもとに団体内統合宛名番号と紐づけを行う。)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 - 使用目的	追加	・情報提供ネットワークシステムへ特定個人情報の提供の求めや特定個人情報の提供を行う場合に、個人番号に対応した団体内統合宛名番号を用いるため、個人番号に紐づけて(団体内統合宛名番号を含む)団体内統合宛名関係情報の管理を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 - 使用の主体 - 使用部署	追加	生活環境部市民課	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 - 使用の主体 - 使用者数	追加	50人以上100人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 - 使用方法	追加	・自治体中間サーバーに住民票関係情報の副本を登録する際に、住民記録システムから受信した住民宛名番号を団体内統合宛名番号に変換して自治体中間サーバーに送信する。 ・自治体中間サーバーから団体内統合宛名情報取得電文を受信したら、当該団体内統合宛名番号に該当する基本4情報を同サーバーに送信する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 - 使用方法 - 情報の突合	追加	・団体内統合宛名関係情報を更新する際に、住民記録システム等から受信した団体内統合宛名関係に関する更新データと団体内統合宛名関係情報を、個人番号をもとに突合し、と団体内統合宛名関係情報の追加又は修正の更新判断を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)3. 特定個人情報の入手・使用 - 使用開始日	追加	平成27年10月1日	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託の有無	追加	委託する 1件	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項1	追加	団体内統合宛名システムの保守・運用	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項1 - 委託内容	追加	団体内統合宛名システムアプリケーションに関する保守・運用作業、同システム稼働環境に関する保守・運用作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等の運用支援作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託先における取扱者数	追加	10人以上50人未満	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託先名	追加	株式会社 サンネット	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 再委託の有無	追加	再委託しない	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	追加	[○]行っていない	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)6. 特定個人情報の保管・消去 - 保管場所	追加	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスはID / パスワードによる認証が必要となる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	特定個人情報ファイルの概要(団体内統合宛名ファイル)7. 備考	追加	・住民基本台帳事務として、他執行機関への団体内統合宛名情報の提供や、他部署(業務)への移転は行っていない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)1. 特定個人情報ファイル名	追加	(4)団体内統合宛名関係ファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)2.特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) - リスクに対する措置の内容	追加	・住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合に、団体内統合宛名番号の付番が必要となる業務システムから、当該住民又は住登外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報(個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本4情報)に関するデータを受信し、団体内統合宛名番号を付番し団体内統合宛名関係ファイルを記録するため、経常的な運用において、目的外の対象者の入手は発生しない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)2.特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) - リスクへの対策は十分か	追加	十分である	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)2.特定個人情報の入手(情報ネットワークシステムを通じた入手を除く) - 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで、臨時的な運用においても、不適切な方法で入手が行えない対策を施している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)3.特定個人情報の使用 - リスク1 - リスクに対する措置の内容	追加	・住民又は住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合に、団体内統合宛名番号の付番が必要となる業務システムから、当該住民又は住登外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報(個人番号、宛名番号(住民宛名番号又は住登外者宛名番号)及び基本4情報)に関するデータを受信し、団体内統合宛名番号を付番し団体内統合宛名関係ファイルを記録するため、経常的な運用において、目的外の対象者の入手は発生しない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)3.特定個人情報の使用 - リスク1 - リスクへの対策は十分か	追加	十分である	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)3.特定個人情報の使用 - リスク2 - ユーザー認証の管理	追加	行っている	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)3.特定個人情報の使用 - リスク2 - ユーザー認証の管理 - 具体的な管理方法	追加	・(OSとは異なる)二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を認可(制限)することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかにユーザIDの失効処理を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)3.特定個人情報の使用 - リスク2 - その他措置の内容	追加	・システムのユーザーIDやアクセス権限の変更については、作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく登録・削除されているかを確認する。 ・システムのユーザーIDやアクセス権限については、情報システム部門の長が管理を行っており、定期的(四半期に1度)に確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する管理を徹底している。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル)3.特定個人情報の使用 - リスク2 - リスクへの対策は十分か	追加	十分である	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 3. 特定個人情報の使用 - リスク2 - 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	・団体内統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡(アクセスログ)を記録し、操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかを追跡可能にしている。 ・監査証跡については週に1度セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正アクセス(操作)がないことを確認している。 (移行作業時に関する措置) 特定個人情報ファイルのデータ移行に伴うリスク対策については、通常運用時に準じた以下のような対策を行う。 ・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業には、特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効する。当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステムの制御する。 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録する。 ・移行作業をシステム間でのデータ転送により行う場合は、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止する。 ・移行作業にあたって、作業員以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定する。 ・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業員に対して周知徹底を行う。 ・テストデータの生成にあたっては、特定個人情報(氏名、住所及び記号・番号等の個人を特定できる情報を含む。)をマスキング対象項目と定め仮名加工を施し、かつ、必要最小限のテストデータのみを生成する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 4. 特定個人情報取扱いの委託 - 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	追加	定めている	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 4. 特定個人情報取扱いの委託 - 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 - 規定の内容	追加	廿日市市個人情報取扱委託基準に基づき、契約書中に別記「個人情報取扱特記事項」に掲げる内容を遵守する旨を記載するものとする。 別記の内容は以下のとおり (1) 基本的事項 (2) 秘密の保持 (3) 収集の制限 (4) 目的外利用・提供の禁止 (5) 適正管理 (6) 従事者への周知及び監督 (7) 複写・複製の禁止 (8) 資料等の返還等 (9) 取扱状況の報告及び調査 (10) 事故発生時における報告等 (11) 損害賠償	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 4. 特定個人情報取扱いの委託 - 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	追加	再委託していない	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)- 特定個人情報の提供・移転に関するルール	追加	定めている	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)- 特定個人情報の提供・移転に関するルール - ルール内容及びルール遵守の確認方法	追加	・経常的な特定個人情報の提供・移転は、番号法および番号法施行条例の規定により認められる範囲において、必要な情報のみを提供・移転することとしている。 ・臨時的な特定個人情報の提供・移転の際は、提供・移転先の各担当課より原則的に依頼票を提出してもらうこととしており、依頼票の内容を検査した上で、必要な情報のみを提供・移転することとしている。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)- リスクへの対策は十分か	追加	十分である	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 - リスク1 - リスクに対する措置の内容	追加	・団体内統合宛名機能は、「各業務システムから、情報照会依頼を受信し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、自治体中間サーバーに対し、情報照会依頼を送信する」ことや、「自治体中間サーバーから、情報照会結果を受信し、団体内統合宛名番号に対応する宛名番号に変換し、各業務システムに対し、情報照会結果を送信する」ことを行うだけなので、経常業務において、目的外の入手が行われることはない。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 - リスク1 - リスクへの対策は十分か	追加	十分である	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 - リスク1 - 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	追加	< 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 > ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 < 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 > ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 - 事故発生時手順の策定・周知	追加	十分に行っている	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 - 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	追加	発生なし	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 - その他の措置の内容	追加	端末のディスプレイを、来庁者等に画面を見られることがないよう設置している。 入力、削除及び訂正を行った者以外の者が、入力、削除及び訂正した内容を確認している。 離席時は、業務アプリケーションを終了させ、ログオフしている。 帳票の出力装置を、来庁者等に出力帳票を見られないように設置し、帳票を出力した際は、出力装置上に放置せず、速やかに回収している。 帳票の出力装置を適時確認し、帳票が放置されている場合は、出力した職員を特定して注意し、長時間放置されたものは廃棄している。 < 事故発生時手順の策定 > 本市「基基ネット管理運用手引書」中、緊急時対応の項において「緊急時対応計画書」を掲載し、次の事項について明記している。 (1)「障害時対応手順」 障害特定、原因の究明、影響度判定、セキュリティ会議開催、保守実施、運用再開、再発防止策検討 (2)「不正行為時対応手順」 状況把握、緊急措置例、脅威度判定、セキュリティ会議開催、原因究明、緊急措置見直し、恒久対策実施 (3)緊急時対応経過の記録、決裁区分、緊急連絡網	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 - リスクへの対策は十分か	追加	十分である	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 7. 特定個人情報の保管・消去 - リスクへの対策は十分か	追加	サーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 帳票は、施錠可能な書庫等に保管し、権限のない者がアクセスできないようにする。 帳票は、内容を読み出せないよう焼却、裁断、溶解等により廃棄する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 8. 監査 実施の有無	追加	自己点検	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 9. 従業員に対する教育・啓発	追加	十分に行っている	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和6年7月5日	リスク対策(団体内統合宛名ファイル) 9. 従業員に対する教育・啓発 - 具体的な内容	追加	住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識を習得させる。 住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出